

(別紙1)《会派用》

令和2年2月14日

狭山市議会議長
加賀谷 勉 様

会派名 公明党
代表者氏名 齋藤 誠



視 察 報 告 書

このことについて、別紙のとおり、報告がありましたのでご報告いたします。



代表者 齋藤 誠 様

視察者(代表)氏名 齋藤 誠



視 察 報 告 書

このことについて、次のとおり報告します。

- 1 期 間 令和2年 1月23日～ 令和2年 1月24日 (1泊 2日)
2 視 察 先

.....
大阪府 箕面市 箕面市役所
.....
大阪府 寝屋川市 寝屋川市役所
.....
京都府 京都市 京都市役所
.....

- 3 調 査 事 項

.....
大阪府 箕面市 地域防災ステーション事業
.....
大阪府 寝屋川市 「共有私道」の補修工事事業
.....
京都府 京都市 高齢者すまい・生活支援事業
.....

- 4 視察参加人数 3 人

参加者は次のとおり

.....
齋藤 誠 ・ 加賀谷 勉 ・ 広山 清志
.....

- 5 調 査 概 要

.....
別添資料のとおり
.....
.....
.....
.....

(別添)
研修会概要

大阪府箕面市

面積 47.90 平方キロメートル
人口 138120 人(平成 31 年 3 月)

<市の概要>

箕面村は戦後の昭和 23 年 1 月 1 日町制を施行し箕面町となり、同年 8 月 1 日止々呂美・萱野村を合併。次いで、同 31 年 12 月 1 日、箕面町と豊川村が合併、府下 24 番目の箕面市が誕生。以後 40 年の間に人口は 12 万 5000 人に増加、市域に明治の森国立公園を有し、自然に恵まれた住宅都市として発展。

- ・面積の 6 割が山間部。古くから滝(箕面大滝)と紅葉が有名
- ・子育てしやすいまちづくり日本一を目指す

施設一体型小中一貫校が 2 校

小中学校を通して全児童を対象に毎年、体力・学力生活状況を調査

小学校 4~6 年生全員にタブレットパソコンを配備

- ・安心・安全なまちづくり

市内に 1900 台の防犯カメラの設置

30 年以上毎年実施している危険箇所・問題点箇所の地域の方との点検

- ・農業公社による緑を育てるまちづくり

耕作できない農家から農地を借り受け耕作できる農家へ

→農作物は全て農業公社が買い取り学校給食へ

- ・これからのまちづくり

市の中央部に 2 駅を建設(北大阪急行)

→新駅まちづくりの整備

■大阪府内トップクラスの人口伸び率

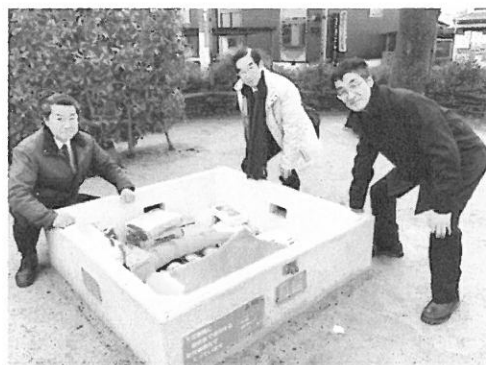
■「住みよさランキング 2017」大阪府 1 位

■2015 年「活力ある都市ランキング」大阪府 1 位

これからも発展が望まれる市

<視察内容>

別紙参照



四角のコンクリートが防災ステーション

地域防災ステーション事業について

質問事項

1 同事業体制を構築された背景と経緯は。

本市では、平成23年に発生した東日本大震災をうけ、行政だけでできることは、有限であることをまのあたりにし、行政を中心とした防災体制の見直しを図りました。その中で、自治会などに属していたとしても、災害の活動拠点を決めている地域コミュニティは少なく、地域住民による防災体制を構築するためには、現実感のある地域防災体制を作り、かつ、行政の目に見える形での支援が必要であるということとなりました。そこで、平成25年度から市内全域の公園60カ所に災害時の一時的な集合場所や安否確認結果の集約、消火・救助活動ができる地域の活動拠点として地域防災ステーションの整備を進めました。

候補地は、延焼の危険が少ない面積900㎡以上の公園やマンションの公開空地などで、市や自治会など地域の方々と相談しながら決定しました。

平成25年度30カ所、平成26年度から平成28年度に各10カ所の計60カ所を整備しています。

2 災害時及び平常時のそれぞれの役割は。

災害時は、自治会などの一時的な集合場所として集まっただき、近隣の安否情報などを集約し、消火や救助活動が必要な場合は、活動できる方々で、防災ステーションに整備されている資機材を使用し消火や救助を行っていただきます。また、ライフラインや物流が復旧するまでの間、自宅で生活している家庭への救援物資の配布拠点にもなります。

平常時は、訓練で使用していただいたり、地域のイベントなどで使用していただくことで、資機材の操作方法の習熟や、点検をしていただいています。その際に、故障や電池切れなどがあれば、市が修繕や電池交換などを行います。

3 地域住民・自治会等の反応は。

122の自治会（全体の約4割）に利用いただいております。普段から餅つき大会などの地域のイベントなどで資機材を使用したり、毎年1月17日に行

われる全市一斉総合防災訓練の時に、集合場所として利用されたりしています。

資機材操作説明会などに参加された方のなかには、資機材の使い方が難しいであるとか、救助に向かうことは危険ではないか、高齢で重たい資機材は使えないなど防災ステーションに配備している資機材を全て使用しないといけないと考えておられる方もおられるので、その際は、まずご自身の安全を第一に考え、使用する資機材についても、ご自身が使える物を使用して下さいとご説明しています。

4 予算面における総事業費は。

- ・ 収納資機材・・・約76万円
- ・ 収納箱・・・約50万円 計 約126万円（一カ所あたり）

- ・ 60カ所×約126万円＝ 約7,560万円

5 同ステーションの長所と短所は。

長所としましては、市などの公的機関が通常の機能を果たせなくなった状況で、防災ステーションを整備することで共助としての消火や救助活動を行うことができます。また、集合場所としてもあらかじめ自治会等で決めておくことにより、安否確認の迅速化をはかることができます。

短所としましては、複数の自治会が登録している防災ステーションにつきましては、同時に資機材を使用する際、資機材の不足が懸念されます。

6 今後の取り組みと課題は。

一カ所に複数の自治会が登録されているところもあり、災害発生時に資機材の不足が懸念されることや、近くの公園にも防災ステーションを設置して欲しいとの地域住民からの要望等もあることから、今後、防災ステーションを増やすしていくのか、また、増やすのであれば、どの場所に設置するのかなどを検討していく必要があると考えています。

地域防災ステーションの概要について

○設置目的

- ・大災害時には、近隣住民の方々による救助・消火活動が必要となります。
（阪神・淡路大震災でも、救助された方の約8割は近隣の住民によって助けられました。）
- ・平時から資器材を取り扱う訓練をして有事に備えてください。

○設置経緯

- ・自治会や地区防災委員会からの要望に応じて、市内の公園等に設置しています。
- ・平成28年度までに市内60カ所の公園に設置しました。
（平成25年度30カ所、平成26年度、平成27年度及び平成28年度に各10カ所設置済み）

○大型ベンチの仕様

- ・外寸 1.5m×1.5m、地上高約45cm
- ・内寸（収納部） 1.2m×1.2m、高さ約70cm
- ・蓋の重量 約70kg
- ・4桁ダイヤル錠2カ所による施錠

○収納する防災資器材

- ・別紙のとおり

○使用する自治会等

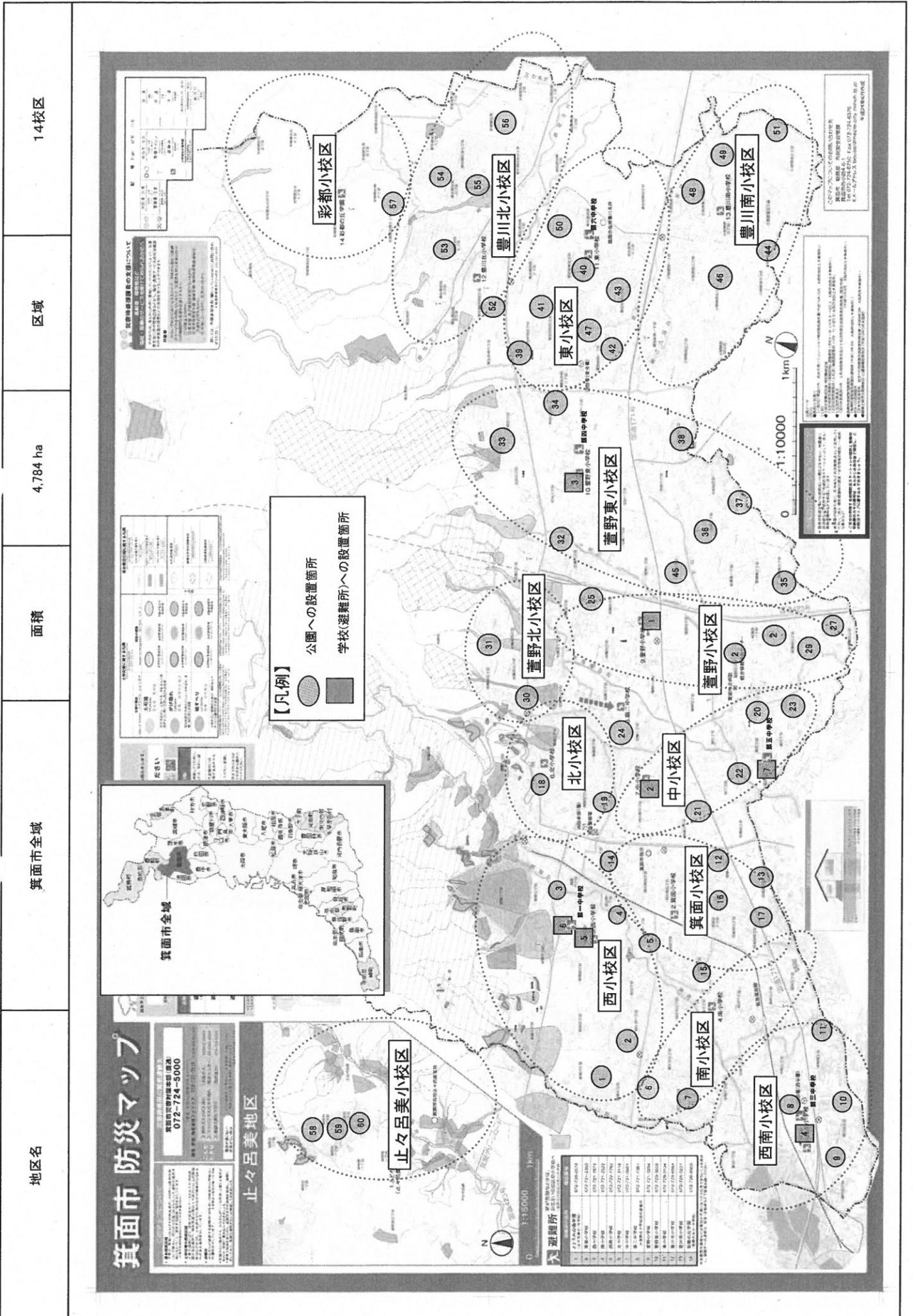
- ・地域防災ステーションは、使用を要望した周辺の自治会やマンション管理組合で、共同で使用していただきます。

○その他自治会等で実施いただきたいこと

- ・訓練時に電池切れなど資器材に不備があれば市役所へご連絡ください。
- ・地区防災員会に積極的に参画ください。

【連絡先】 市役所総務部市民安全政策室 TEL 072-724-6750

(様式6) 現況図 等



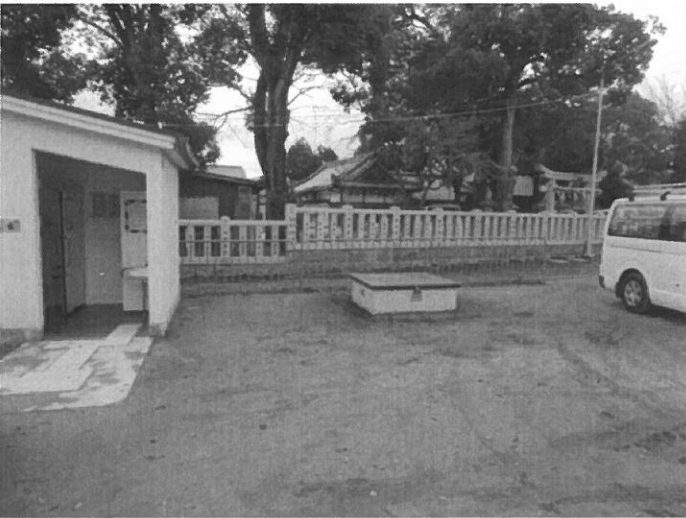
瀬川南公園



桜南公園



牧落公園



牧落南公園



箕面北公園



芦原公園



ナギノ木公園



西脇公園



稲南公園



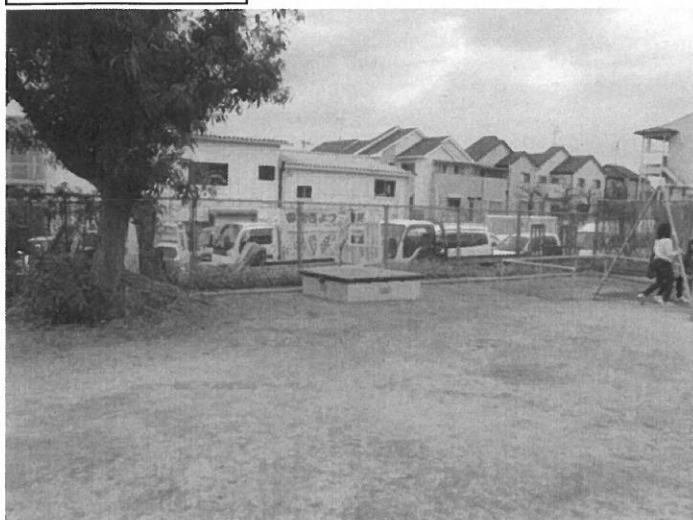
坊の島公園



山手公園



長池児童遊園



白島公園



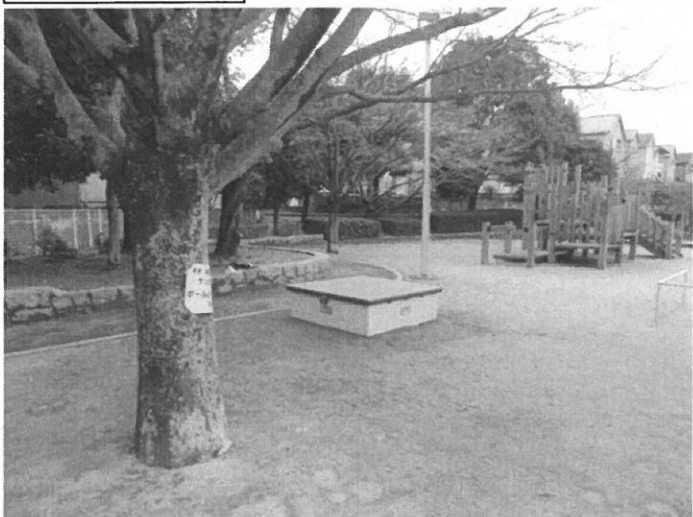
西宿1号公園



山麓公園



皿池公園



青松園2号公園



箕面東公園



小野原公園



けやき公園



小野原東公園



問谷南公園



東山南公園



命のパスポート
シリーズ 92

地域防災ステーションを
ご活用ください！

約4割の自治会が活用中！

災害時の活動拠点
地域防災ステーションとは

「地域防災ステーション」は、自治会が災害発生直後の一時的な集合場所として使い、安否確認の結果のとりまとめや、災害ステーションに設置された資器材を持って消火・救助へ向かう「災害時の活動拠点」です。また、救援物資の配布拠点にもなります。

「災害時は、公園など市内60カ所(全小学校区)に「地域防災ステーション」を整備し、140の自治会(全体の約4割)に活用いただいています。活用方法など詳しくは説明に伺いますので、どの自治会も、ぜひこの機会に活用をご検討ください。

※自治会には、マンション管理組合を含みます。

1 集合する

災害発生直後に集合し、安否確認の結果のとりまとめなどを行う場所です！

災害発生直後に集合し、自治会の一時的な避難場所として活用します。また、隣近所の安否確認の結果のとりまとめの場所としても活用します。とりまとめの結果は、代表者が避難所へ報告に行きます。

※避難所は住まいの校区の小学校です(北小学校区はメイプルホール、富野北小学校区は第一中学校。

2 助けに行く

資器材を持って消火・救助へ向かう拠点です！

地域防災ステーションに備わっている消火・救助資器材を活用することで、消火や救助に向かう時間を大幅に短縮でき、1人でも多くの命を救うことができます。

消火・救助資器材を収納した大型ベンチを設置！

3 配る

救援物資の配布拠点です！

市では、災害時の救援物資の配布は、自治会を通じて行います。地域防災ステーションは、その配布拠点にもなります。



自治会のイベントでも使用OK!

地域防災ステーションの収納資器材は、普段の自治会のイベントにも使用できます！

大型ベンチに備えている資器材は持ち運びができ、安全で使いやすいものばかりです！テントやランタン、ハンモックなどの資器材は、夏祭りや冬のもちつき大会など、普段の自治会のイベントでも使用できます。



収納資器材 24種類

ご活用ください！

地域防災ステーションを
市内60カ所に
整備しました！



地域防災ステーションMAP

災害時の活動拠点として、地域防災ステーションを

地域防災ステーションを活用中の自治会にインタビュー

平成30年2月から活用中！
セーリオ千里中央グラントレンザ自治会
自治会長 谷山雅一さん
昨年の大阪北部地震を受けて、いざというときは、隣近所での安否確認や救助活動が大切だと強く感じました。今後に備え、地域防災ステーションを拠点とした防災訓練を繰り返し行っています。また、簡易テントなどの資器材は、日頃から取り扱いに慣れておくためにも、自治会のイベントで活用していきます。



▲簡易テントの組み立て訓練
伸縮はしごの使用訓練▶

お近くの地域防災ステーションを、ぜひご活用ください！

「使用届出書」を提出するだけでOK お申し込みは、今すぐ市民安全政策室 ☎724・6750へ

※1つのステーションを、複数の自治会で共同使用することができます。

自分たちで管理している防災倉庫をお持ちのみなさん！

今すぐ倉庫内の資器材・備蓄品を
点検してください！

自分たちで管理している防災倉庫をお持ちの自治会やマンション管理組合のみなさん！いざというとき、倉庫内の資器材や備蓄品を確かかつ適切に使うことができるよう、この機会にぜひ防災倉庫を点検してください。また、点検後は必要に応じて、資器材の整備や、備蓄品の補充などをしてください。

今すぐ点検を！ 例えば…

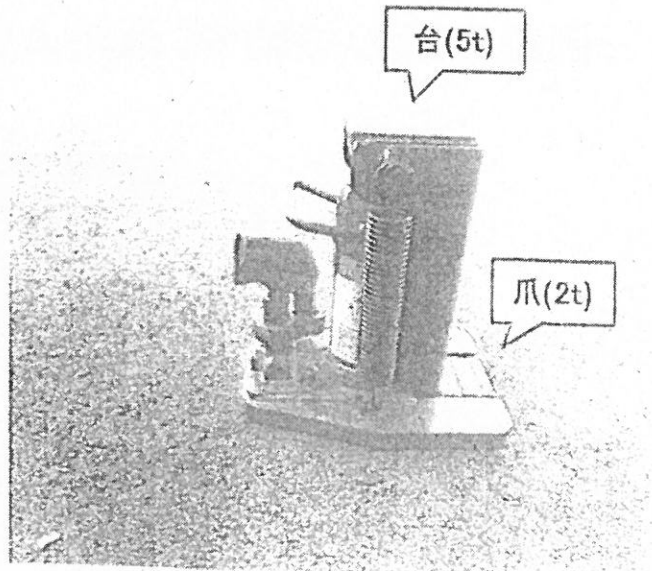
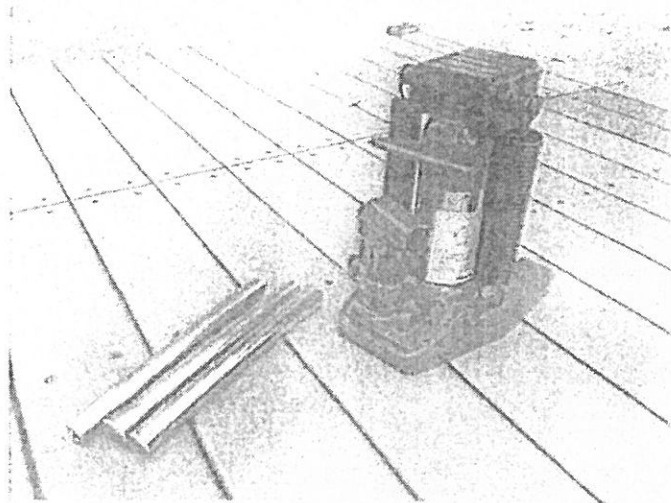
- 懐中電灯の電池が切れていないか
 - 消火器の使用期限が過ぎていないか
 - 一輪車(運搬用)のタイヤに空気が入っているか など
- どんな資器材を置いたらいいか、また、資器材の使い方が分からない場合などは、市民安全政策室(☎724・6750)へお電話ください。

○ 地域防災ステーション 収納資機材(1箇所あたり)

	資機材名	数量	仕 様
1	ジャッキ	1	許容荷重 (爪部 2t、頭部 5t)
2	チルホール	1	最大能力 750kg
3	アルミ梯子	1	全長 6m
4	消化器	10	蓄圧式消化器
5	バケツ	20	折りたためるコンパクトバケツ
6	のこぎり	5	刃の長さ 270mm 収納ケース付
7	大型ハンマー	5	両口ハンマー 長さ 900mm
8	レスキュー手斧	5	レスキューアックス
9	ボルトクリッパー	5	全長 600mm
10	テコバール	5	全長 900mm 軽量化
11	ロープ梯子	2	3階用 (約7.7m) 収納ケース付
12	救助用ロープ(200m)	1	直径12mm×200m
13	テント	1	ワンタッチ式 集会用型テント 2.4m×2.4m
14	ランタン	2	LEDランタン(単3×4本)
15	手回しラジオライト	15	携帯電話・スマートフォン(i phoneを除く) FM放送受信可
16	懐中電灯	10	LED懐中電灯
17	ハンドメガホン	1	小型・軽量の防滴トランジスタメガホン(単3×10本)
18	おんぶ式担架	2	背負い式避難具
19	四つ折り担架	2	アルミ製四つ折り(伸縮式)
20	プラスチックメガホン	10	ひも付きプラスチックメガホン
21	三角巾	20	折りたたみ三角巾(大) 105cm×105cm×150cm
22	軍手	3	作業用特紡軍手 (3ダース)
23	ブルーシート	1	
24	工具セット	1	簡易ツールセット

1. ジャッキ

台の部分で5t、爪の部分で2tまで持ち上げることができます
倒壊家屋でガレキ等を持ちあげ救助する際に使用します。

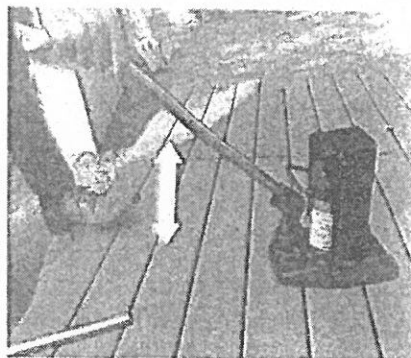
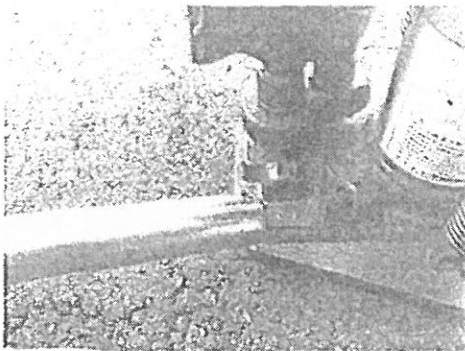


使用方法

1. 付属する3本のレバーのうち凹のあるものを本体の突起部分に差し込み、右側(時計回り)に回し、止まるまでしっかりと閉めてください

2. 付属レバーを一本につなげ、レバーソケットに差し込み上下に動かすと、台が徐々に持ち上がってきます。

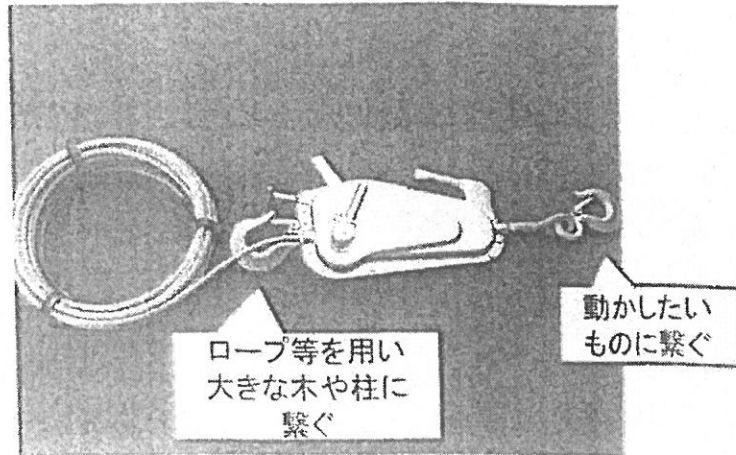
3. 使用後は、初めと同様に凹のあるレバーを本体の突起部分に差し込み、左側(反時計回り)に回すと、台が徐々に下がり元に戻ります。



※保管する際は本体突起部分を右側に回し、締め切った状態で保管するようにしてください。

2. チルホール

750kgまでのものをけん引することができます。
倒壊家屋の移動や、道路上をふさぐ重量物の移動などに使用します。

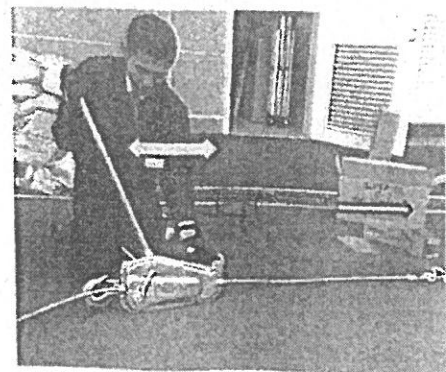
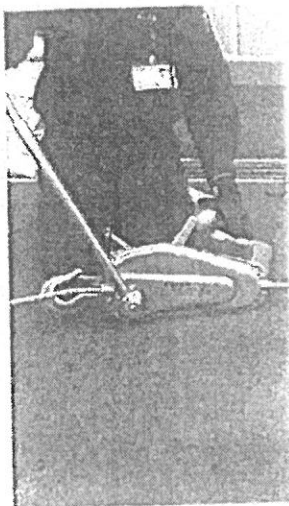


使用方法

1. 写真左の本体についているフックにロープ等を通し、頑丈なもの(電柱など)に固定します。そしてワイヤー先端のフックにけん引したいものを繋ぎ、付属のハンドルを本体横のレバーに差し込みます。

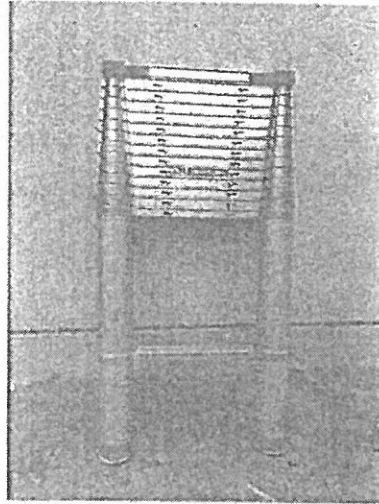
2. 差し込んだハンドルを前後に動かすと、本体は固定されたままワイヤー先端のものが徐々にけん引されてきます。

3. 使用後もとに戻す際は、付属のハンドルを本体上部のレバーに差し替えて、同様に前後に動かすと緩くようになります。



3. アルミ梯子

救助用のアルミはしごです。最大6mまで伸ばすことができ、3階のベランダ程度までは届くことができます。



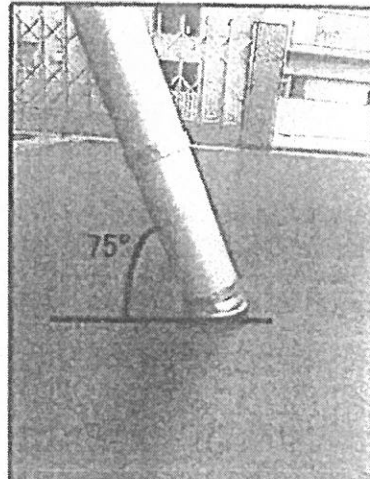
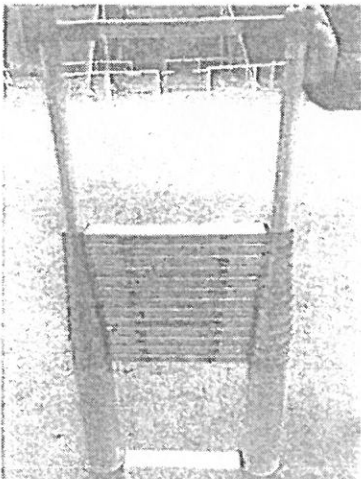
使用方法

1. 一番上の段からカチッと音が鳴り固定されるまで引き伸ばします。固定されたことが確認できたら二段目以降順番に引き伸ばし、任意の高さまで調節します。

2. はしごの脚は写真のように傾けても安定するようになっています。はしごの角度は75度程度にするようにしてください。

3. 使用後は一番下の段から収納していきます。写真のように二つあるつまみを交互に内側に押すことでロックが解除され一段ずつ収納できます。一人の際は指を挟まないよう十分注意し、できれば二人で収納するようにしてください。

※耐荷重 100kg



4. 消火器

ABC消火器と呼ばれる消火器で、普通火災、油火災、電気火災、全てに対応しています。また粉末タイプではなく液体タイプなので、室内で使用した際、粉末で出口がわからなくなるといったこともありません。



使用方法



通常の消火器と同様に、①まず黄色のピンを上引き抜き、②ノズルを消火したい方向に向け、③レバーを握ると、液体が噴射するようになっています。

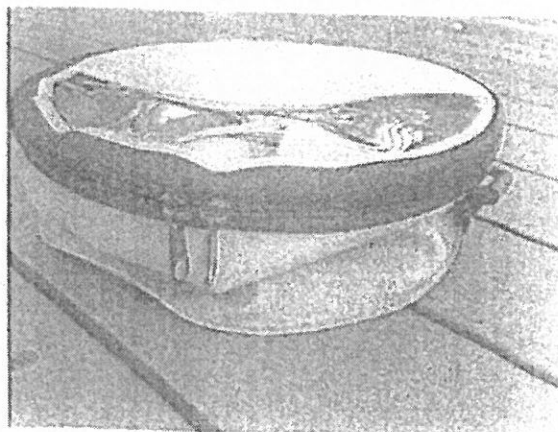
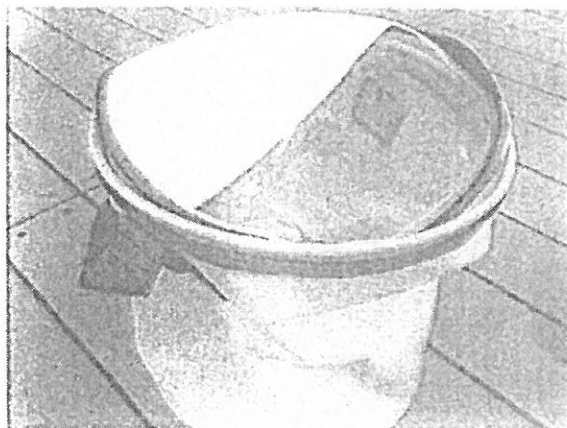
- ・噴射の有効距離 3～6m
- ・噴射時間 約51秒

※訓練で消火器の使用を希望される場合は、消防に連絡いただくと訓練用の水消火器を借りることができます。

5. バケツ

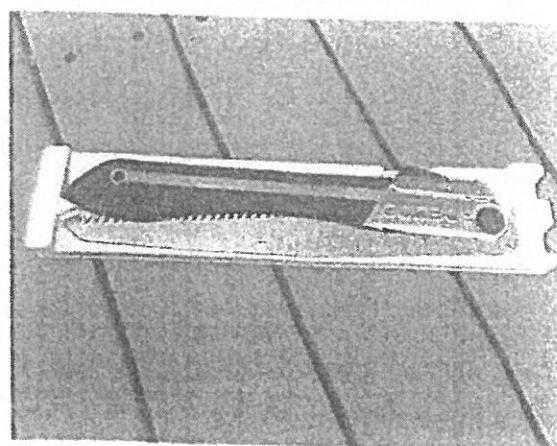
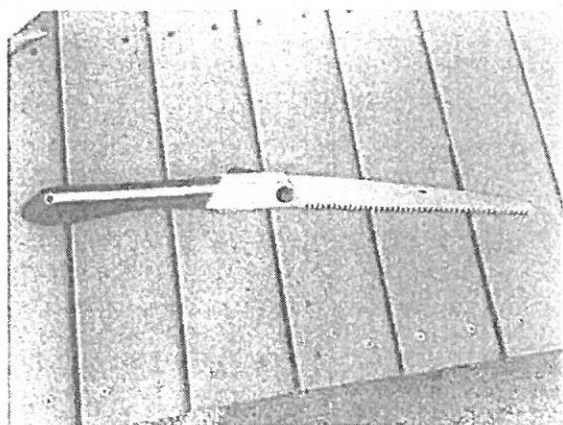
折りたたみ式のバケツで、7.5リットルまで貯水することができます。また口がチャック式になっているので貯水した状態で移動しても、水がこぼれにくくなっています。

折りたたんだ状態



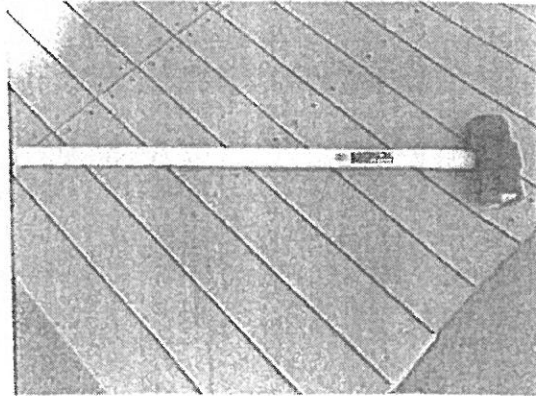
6. のこぎり

木材を切断することができます。
保管時は折りたたんで収納することができます。



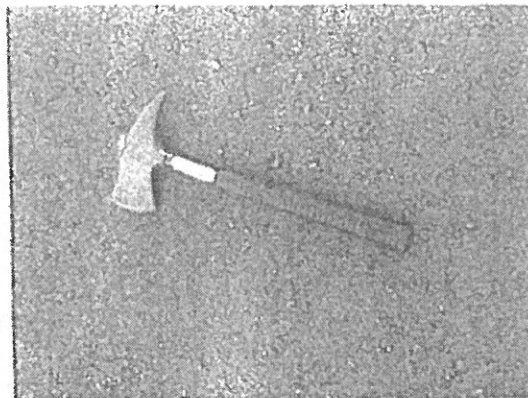
7. 大型ハンマー

ガラスや板金等を破壊する際に使用します



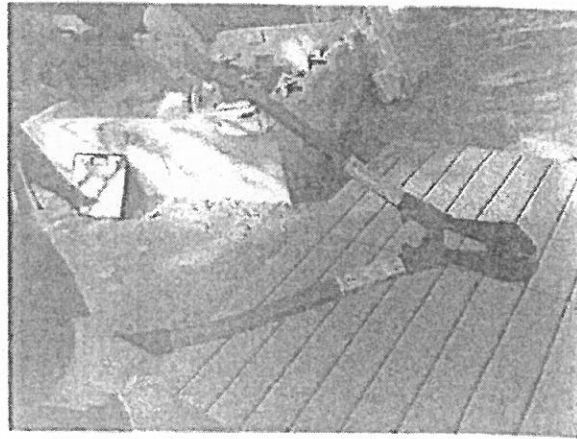
8. レスキュー手斧

ガラスや板金等を破壊する際に使用します



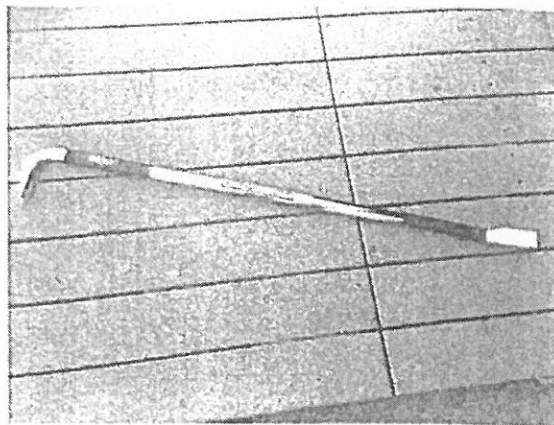
9. ボルトクリッパー

鉄線などを切断する際に使用します。ドアチェーンも簡単に切断することができます。



10. テコバール

てこの原理を利用し、地震で歪んでしまい開かなくなったドア等をこじ開ける際に使います。



11. ロープ梯子

マンションのベランダ等から避難する際に縄ばしごとして使用します。長さは約7.7メートルあり、建物の3階程度の長さがあります。



使用方法

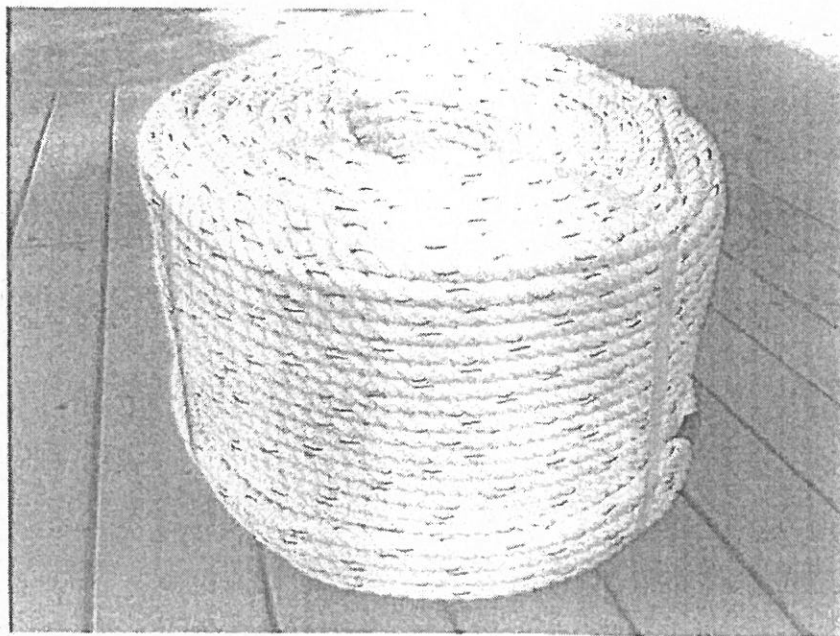
1. 縄ばしごの先端についているカラビナをしっかりと箇所にとりつけ、縄ばしごを地上にむけ垂らし下げます。

2. 降りる際は、ロープに体を密着させ慌てず一段ずつ降りてください。複数の方が降下する場合は約2メートルの間隔をあけるようにしてください。



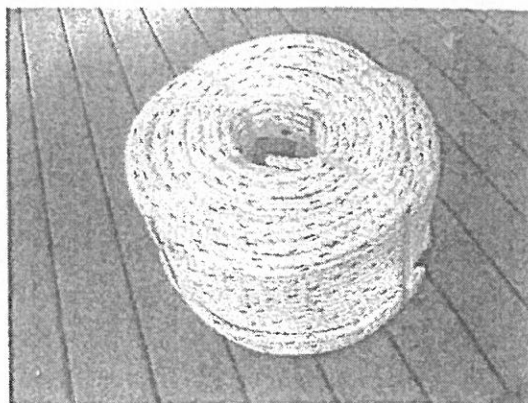
12. 救助用ロープ

必要な長さに切断し使用してください。
(直径12mm×200メートル)



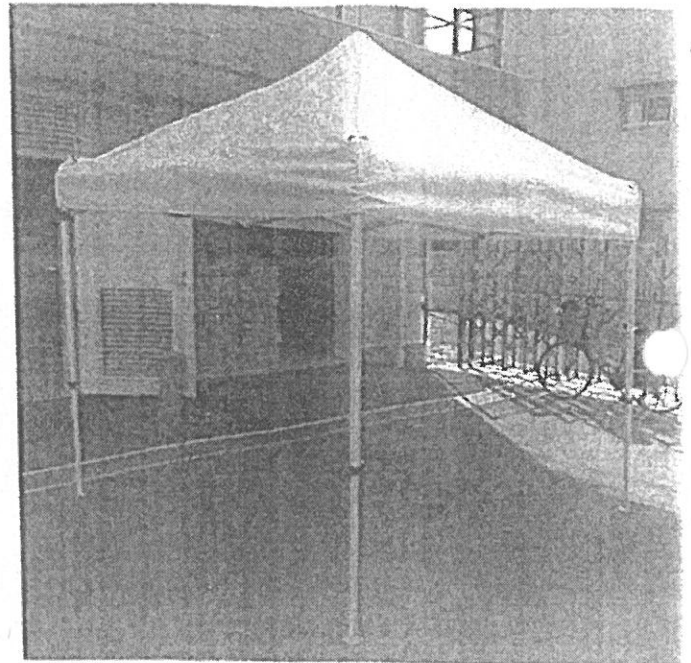
使用方法

まずは必要な長さの場所にテープを巻いてから、カッターで切断してください。
テープを巻かずに切断するとロープがほどけてしまいます。



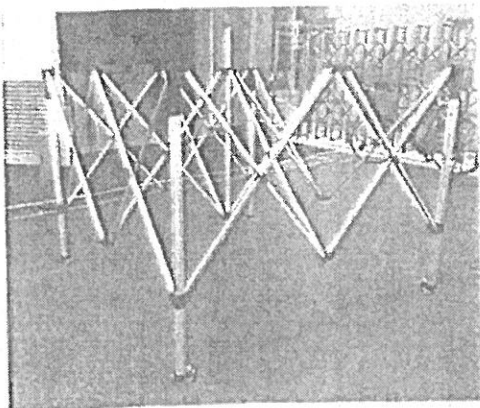
13. テント

3～4人で5分程度で組み立てられることができる簡単テントです。

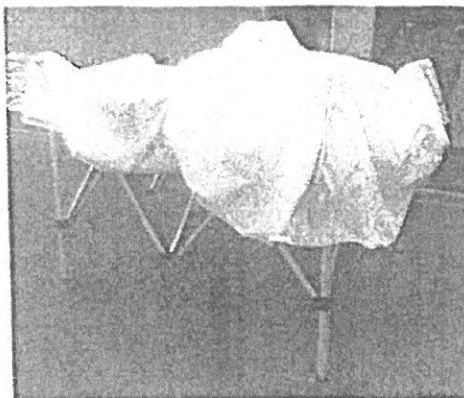


使用方法

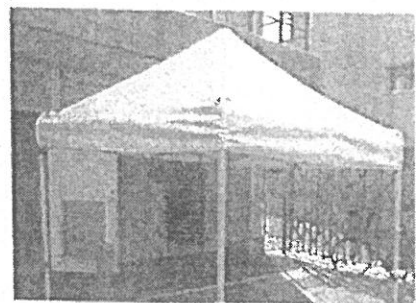
1. テントの4隅を広げます。



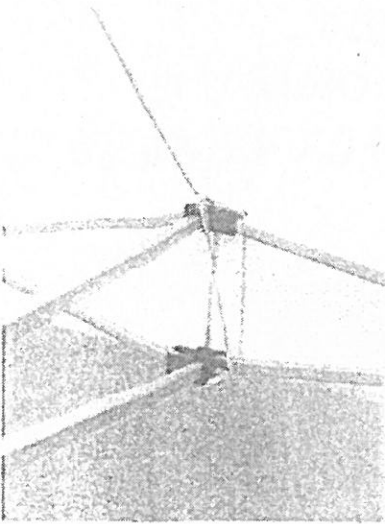
2. 上から天幕をかぶせます。



3. 最後まで4隅を広げます。



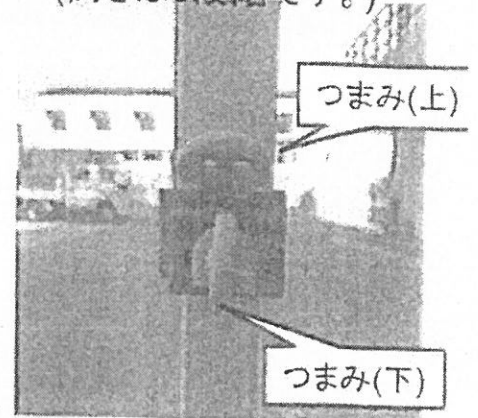
4. テントにかぶせた天幕が飛ばないように、しっかりひもで結びます。



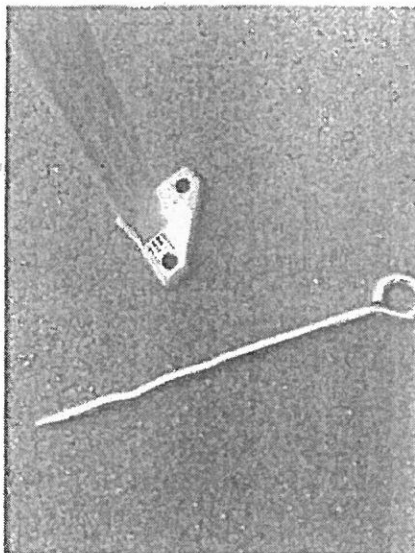
5. テントのあしを伸ばします。その際、「ここを踏む」と書いたところを踏みながら、足を上に引っ張ります。



6. テントの高さを調整します。下のつまみを縦方向にした状態で、上をつまみを押し、足を引っ張ることで高さを調整してください。(高さは3段階です。)



7. 備え付けのペグをハンマーで打ち付け、風で飛ばされないよう固定してください。付属のロープで天幕を固定することもできます。

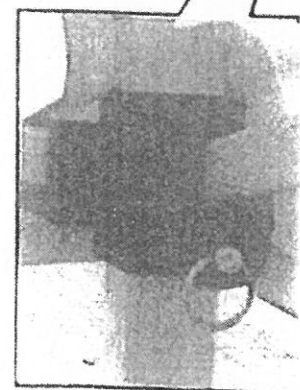
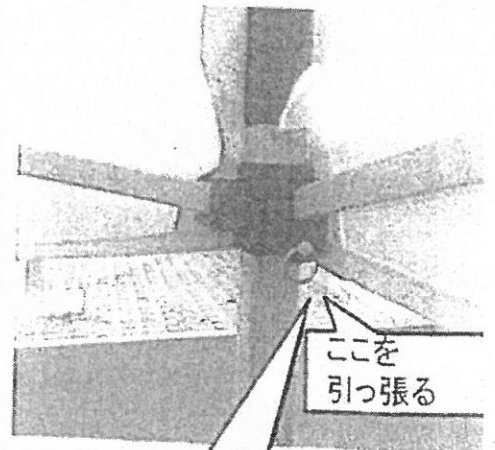


完成です。



【収納する際】

組み立てた手順をさかのぼり、あしを縮ませ、下記の部分をひっぱってから、4隅を中央に寄せたんでください。



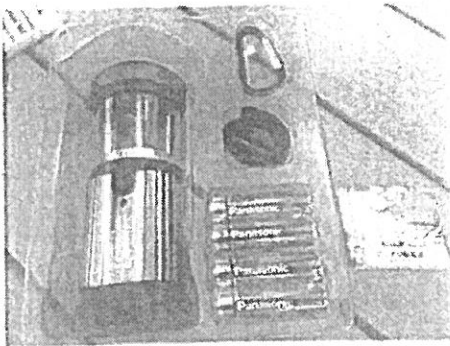
拡大図

14. ランタン

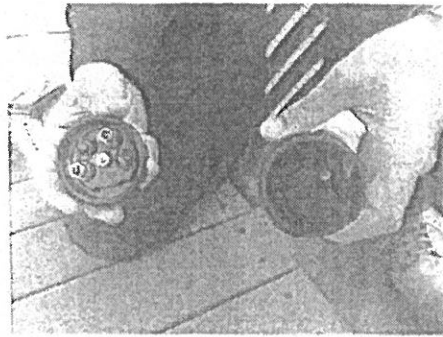
夜間などに、辺りを明るく照らす際に使用します。
単3電池4本を使用し、連続点灯時間は約20時間です。
(電池の消耗・液漏れを防ぐため保管時は外してください。)



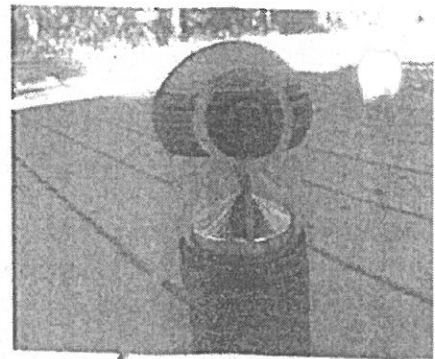
使用方法



1. 単3電池4本をセットしてください。



2. 底を回すと、電池挿入口が開きます。

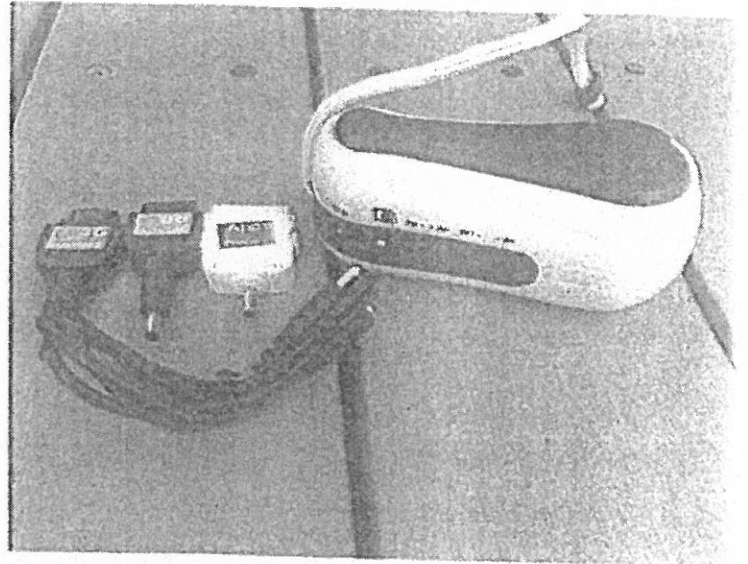


3. つまみを回して光源ユニットを回転させて、光をとめてください。

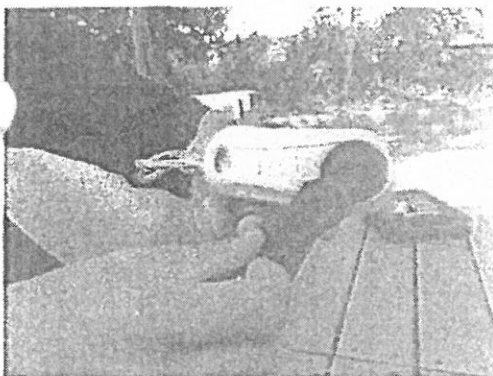
・つるしても、置いても、持っても使えます。

15. 手回しラジオライト

ハンドルを回すことにより発電し、ライト、ラジオ、携帯電話の充電に使用することができます。



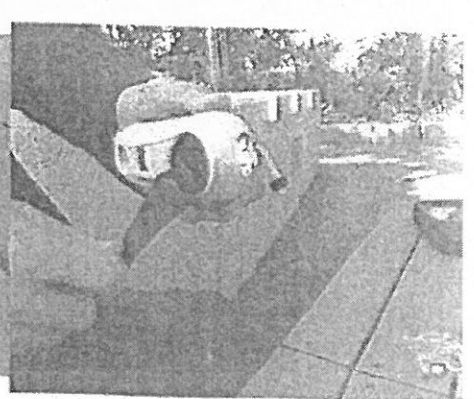
使用方法



1. つまみを回すと稼働します。



2. ラジオの電源はここで、AMとFM両方使えます。

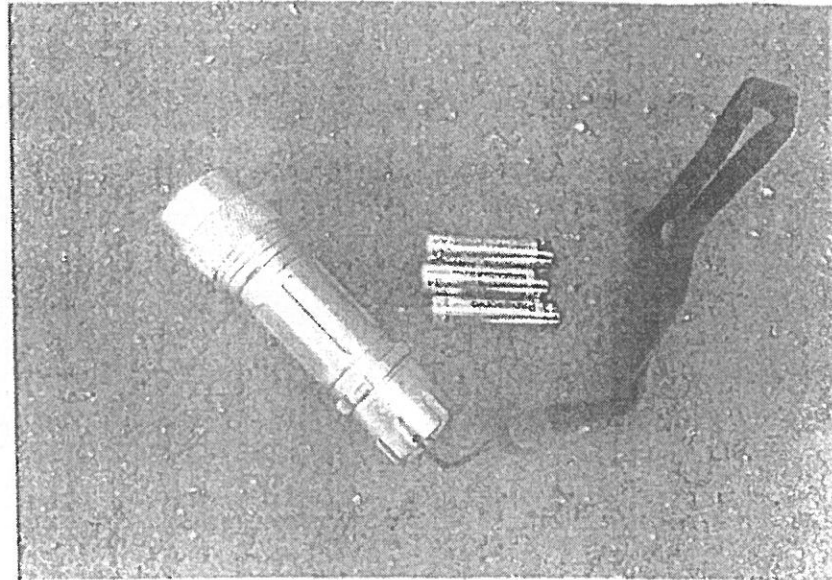


ライトもつきます

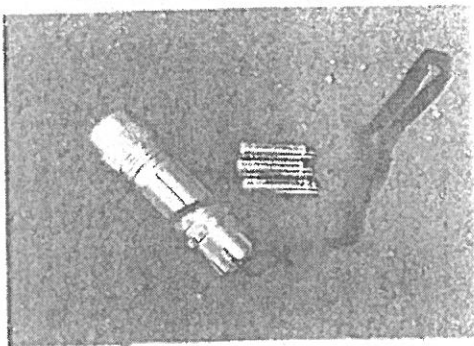
災害時「タッキーFM816」で
箕面市の災害情報を放送し
ていますので聞いてください。

16. 懐中電灯

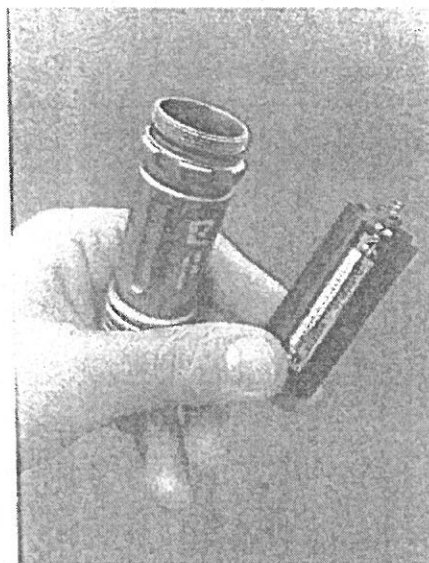
単4電池3本で点灯し、照射角を調整することもできます。
最大照射距離は約138mで、実用点灯時間は約10時間です。
(電池の消耗・液漏れを防ぐため、保管時は電池を外してください)



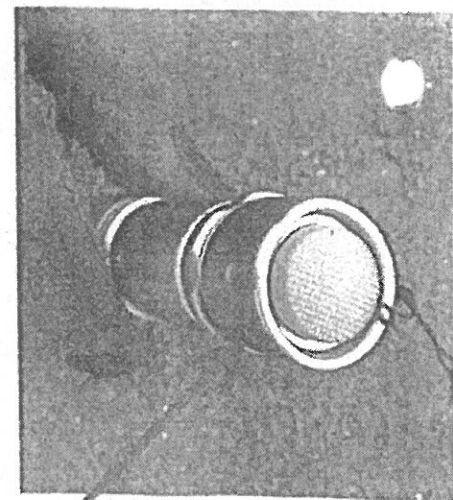
使用方法



1. つまみを回して電池挿入部分を出してください。



2. 単4電池3本をセットします。

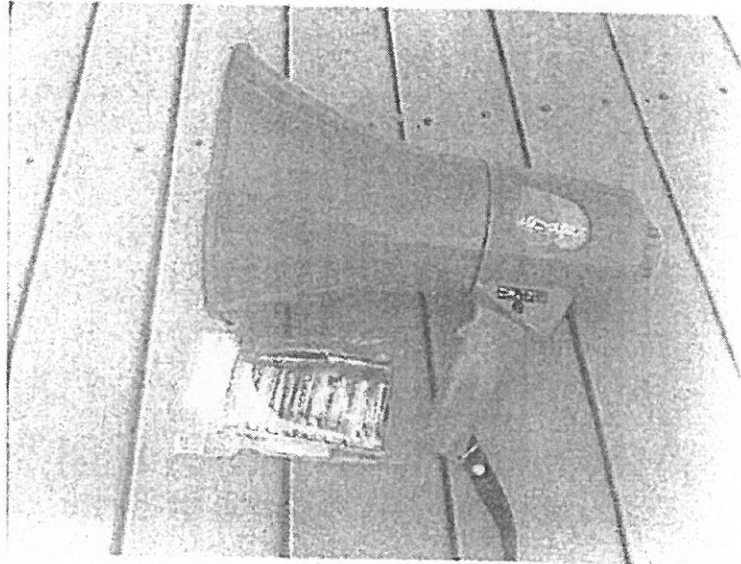


3. このオレンジのボタンがスイッチです。

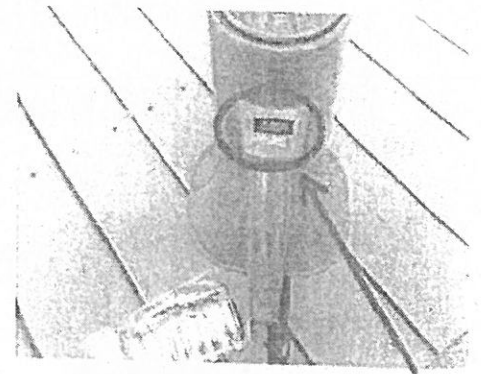
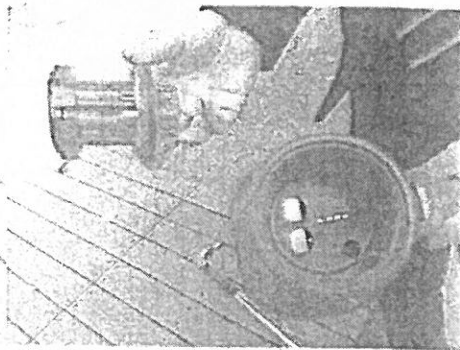
17. ハンドメガホン

声を拡声する際に使用します。防水加工されており、雨天時でも使用できます。

(単3電池10本使用、電池の液漏れ・消耗を防ぐため、保管時は電池を外してください。)



使用方法

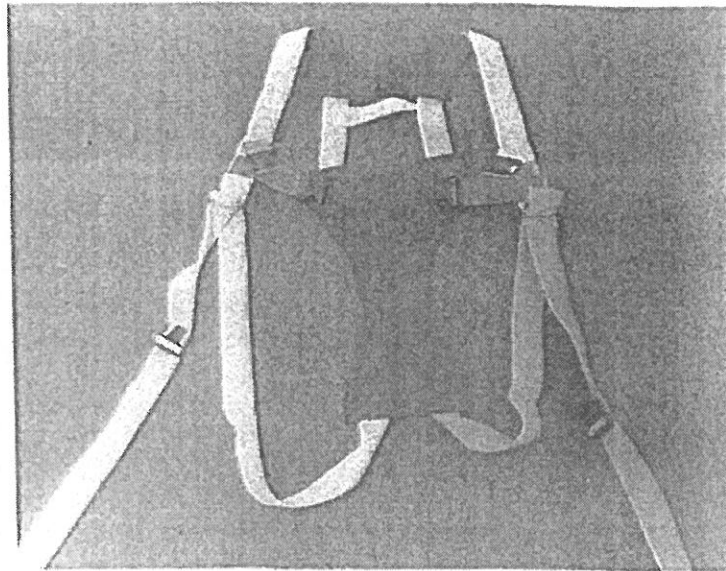


1. 電池をセットしてください。2. 単3電池を入れます。
後ろの部分回すと電池挿入口が開きます。

3. ボリュームを調整してください。
小 ← → 大

18. おんぶ式担架

救助する側にも体力が必要となりますが、おんぶで搬送する際に使用することで、安全に搬送することができます。

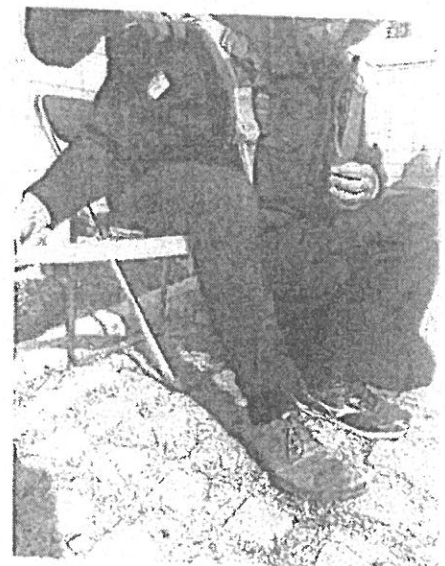


使用方法

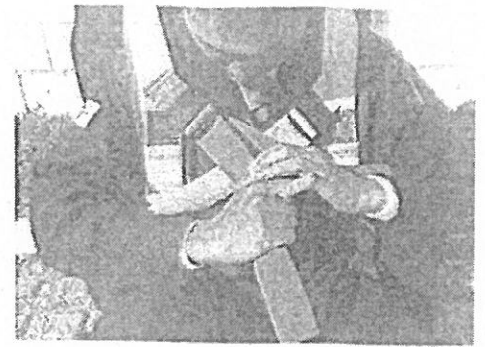
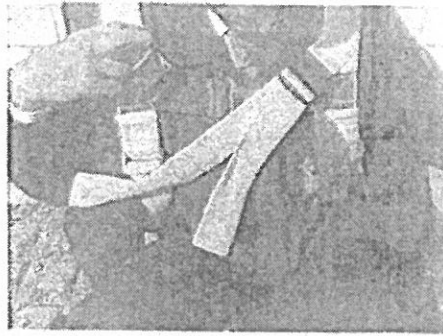
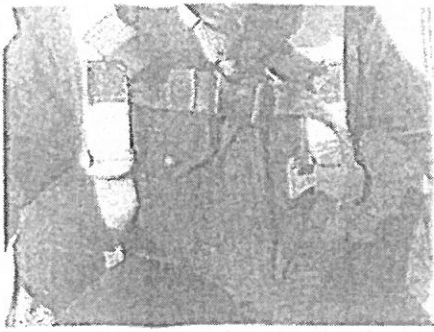
1. 患者の足の間におんぶ式担架をくぐらせイスに座らせます、救助者はその前に立ちます。

2. おんぶをするイメージで救助者は患者の前にしゃがみます、

3. 患者と救助者の体を密着させ、患者の足の下に担架のひもをくぐらせよす。



4. 緑色→黄色→オレンジの順番にのバックルを閉めます。

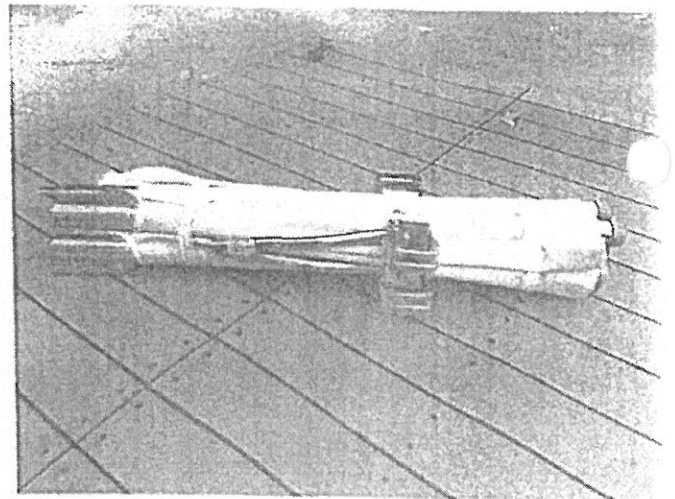
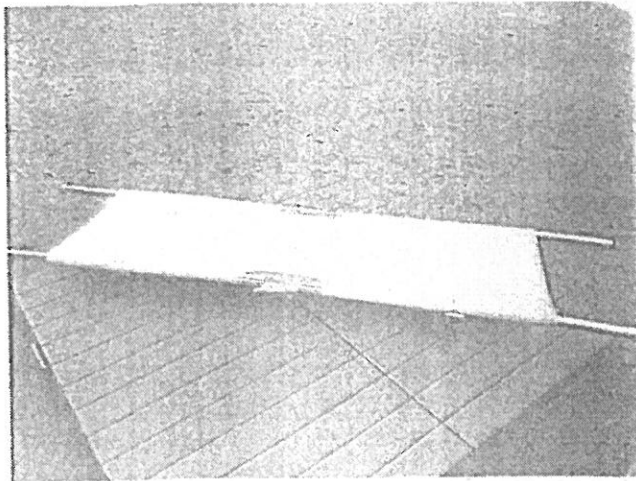


5. 立ち上がる時が危険なので、両脇を支えるように手伝ってください。



19. 四つ折り担架

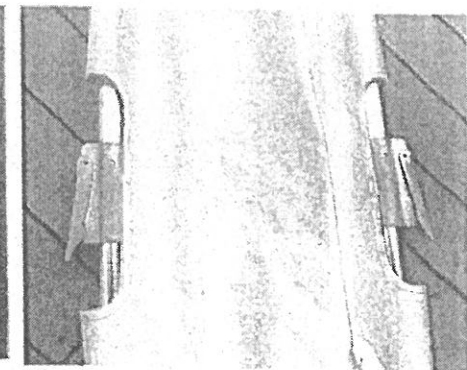
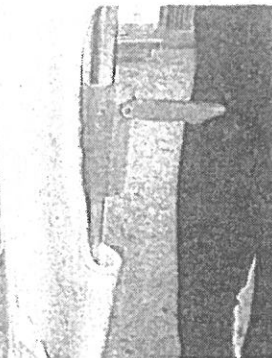
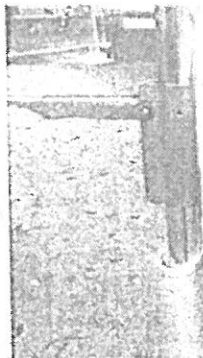
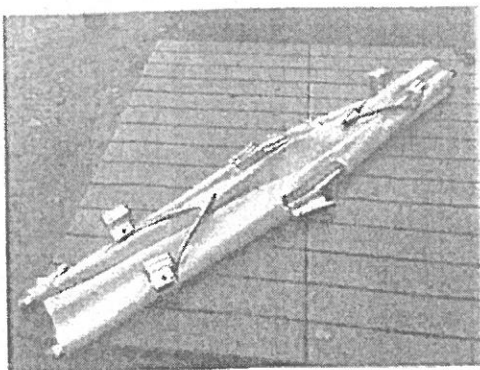
病人や負傷者を搬送するためにつかいます最低でも2人以上の人が前後を支えて運んでください。(できれば各4隅に1人ずつ、サイドに1人の計5人で運んでください。)人手が足りないときは、傷病者が落ちないように、ロープ等でしっかりと固定してください。



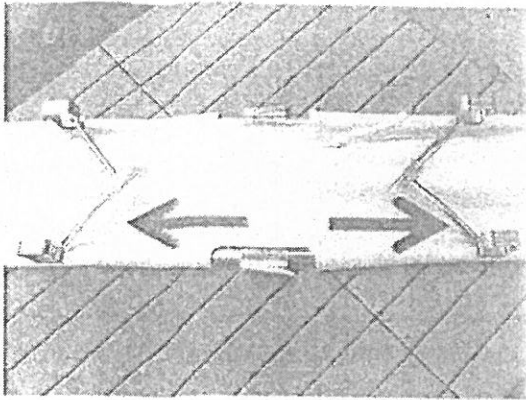
使用方法

1. 担架の両サイドの棒をつなぎ合わせます。

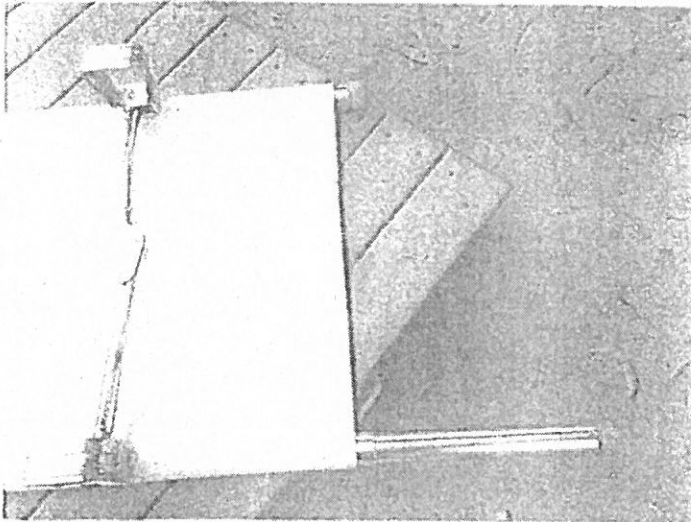
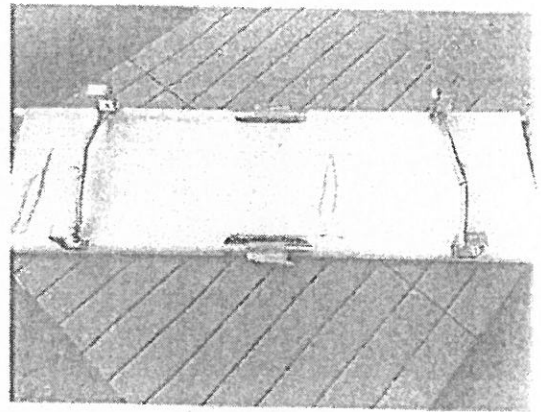
2. 両サイドの金具を降ろし、3. 固定させた状態で



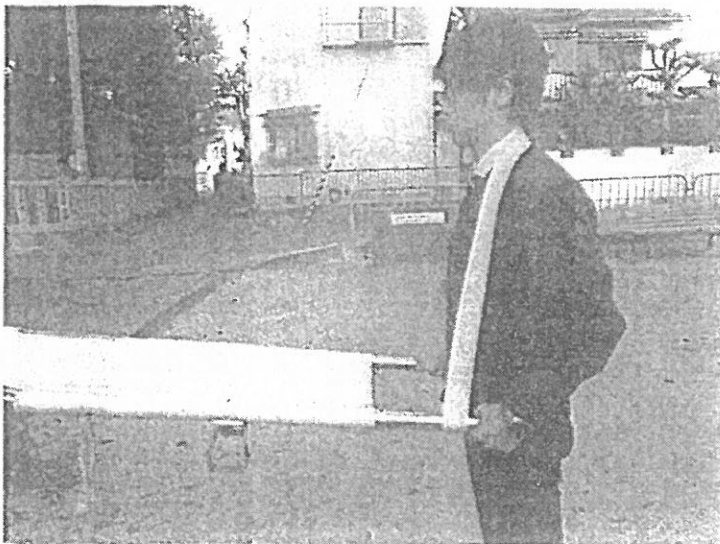
4. 裏側に向け、固定バーをとめます。
矢印の方向に押す。



固定させた状態です。

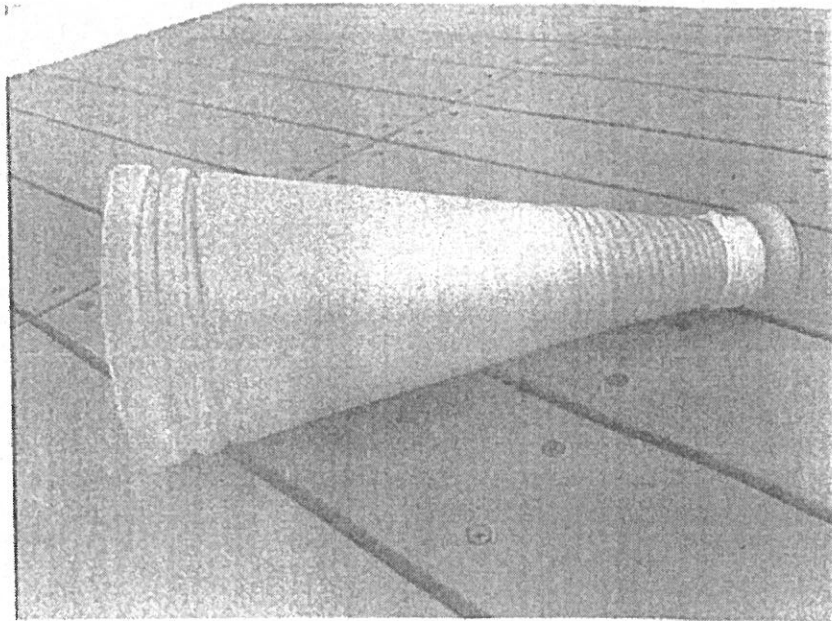


5. 持ちやすいように取っ手を伸ばします。

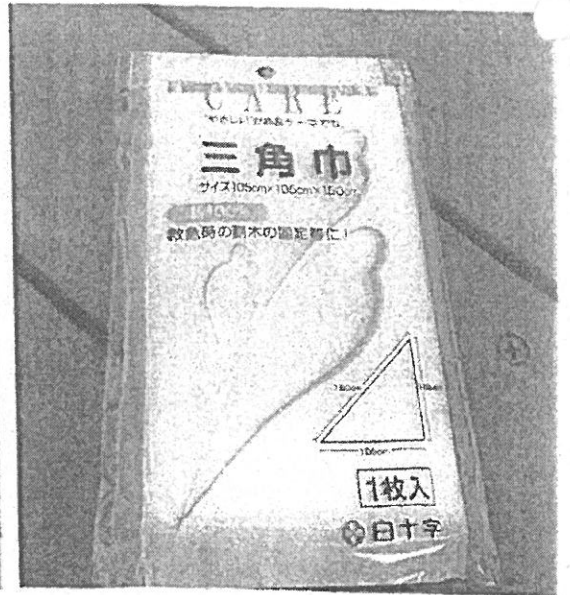
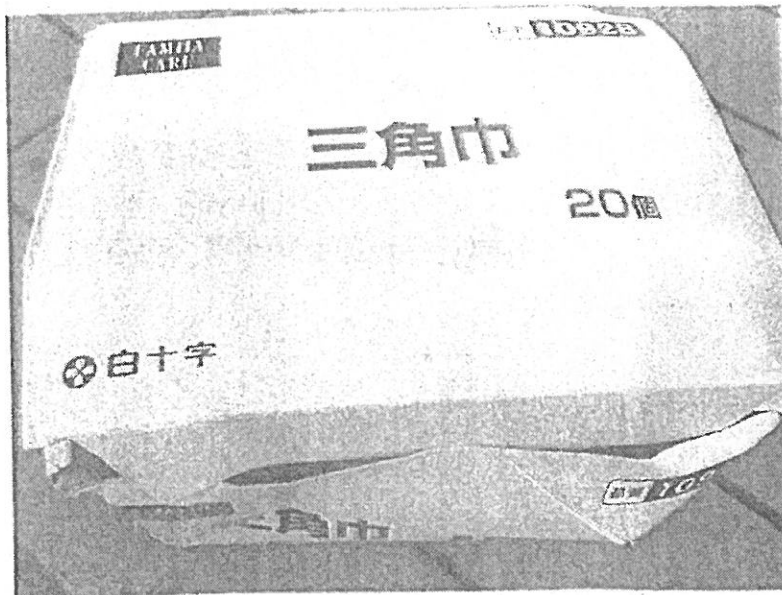


6. 少ない人数で運ぶ場合は、
備え付けの補助ひもを、取っ手
に通し、首からかけてください。

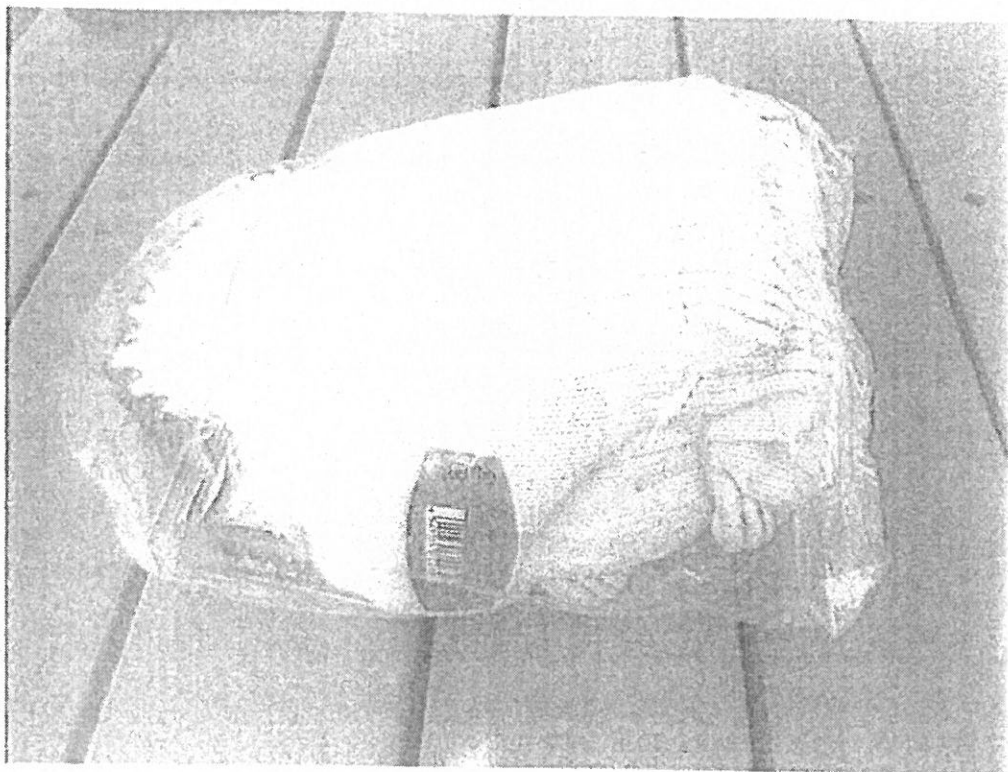
20. プラスチックメガホン



21. 三角巾

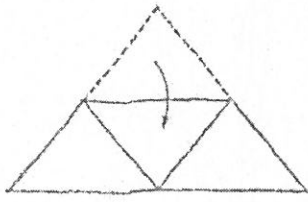


22. 軍手

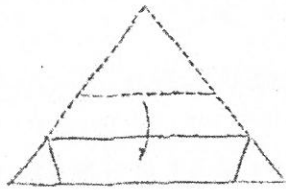


三角巾の使い方

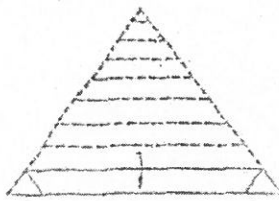
創傷部の被覆包帯、圧迫包帯止血、支持包帯、固定包帯等広く活用できる。



2つ折りたたみ三角巾



4つ折りたたみ三角巾



8つ折りたたみ三角巾

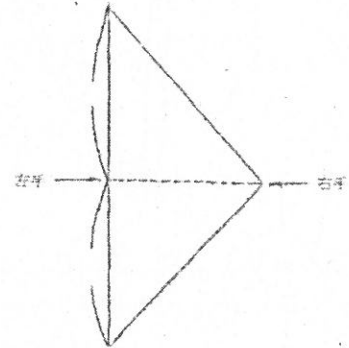
使用上の注意事項

- ア、滅菌処理されているもの以外は、三角巾そのものを直接創傷部にあてないようにし、必ず滅菌ガーゼ等をあててから包帯を行うこと。
- イ、解き易いように結ぶこと。
- ウ、全巾として使用する場合は、必ず基底部を3～5cm折り上げ、折り返した方を外側にする。
- エ、たたみ三角巾は、創傷および部位に応じて適当な幅および大きさとし、創傷部上に結び目がこないようにすること。
- オ、結び目の位置は、創傷部上をさげ、かつ臥床時下にならないようにすること。
- カ、被覆包帯および圧迫包帯止血等の目的にあった用い方をすること。

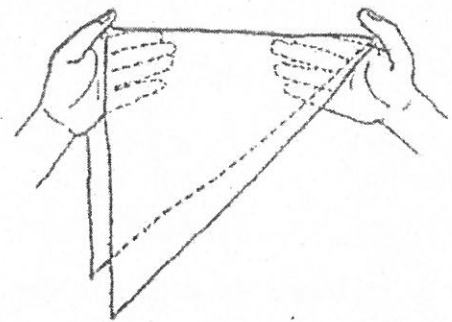
たたみ三角巾の作り方

地面（床面）衣類等に接触させることなく、手に持ったままの状態で作成し、三角巾の汚染を防止する。

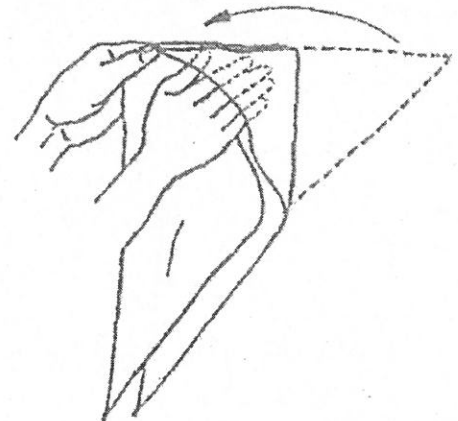
ア、基底中央を左手で持ち、右手で頂点を持つ。



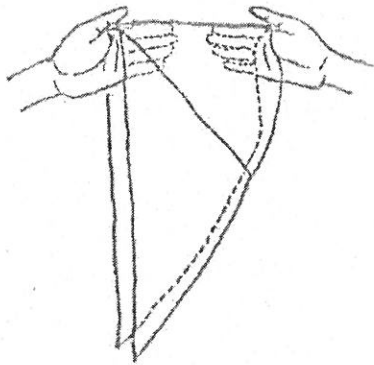
イ、半巾を作る。この右手、左手ともに第1指を外に出して、他の4指を三角巾の中に入れる。



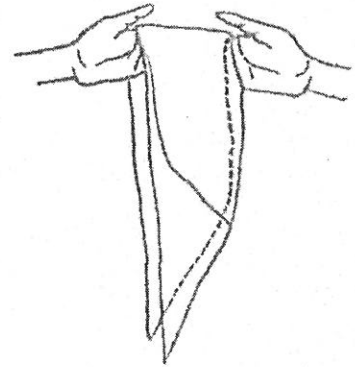
ウ、右手（頂点側）を手前（山折り）に折り、左手と右手が合さるようにし、左手の第1指で頂点をおさえる。右手を手前1枚目と2枚目の間（図は第1～5指まで入っている所）に入れ、折り目の頂点をつまむ。



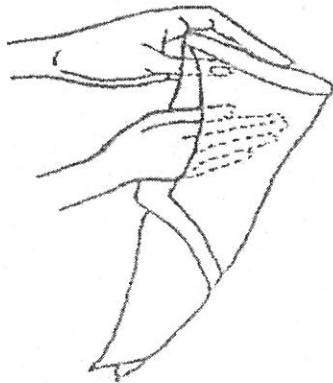
エ、両腕を開いて開側を外側に返し、2つ折りのたたみ三角巾を作る。



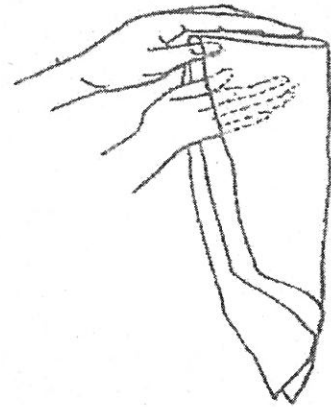
ク、4つ折りにした後、右・左手ともに第1指を外側にし、残り第2～3指を内側に入れておく。



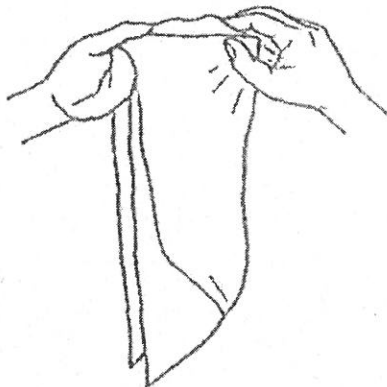
オ、2つ折りした後、右・左手ともに第1指を外側に残し他の指を内側に入れる。



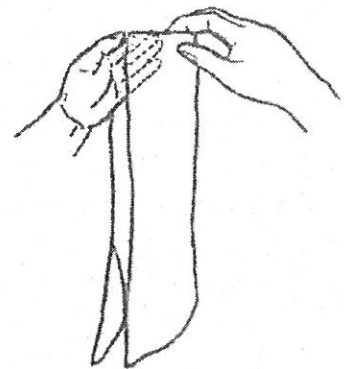
ケ、右手側を手前(山折り)に折り、左手と右手が合わさるようにし、左手第1指で右手側の折り目の頂点をおさえる。右手を手前1枚目と2枚目の間(図は第1～5指まで入っている所)に入れ、折り目の頂点をつまむ。



カ、右手側を手前(山折り)に折り、左手と右手が合わさるようにし、左手の第1指で右手側の折り目の頂点をおさえる。右手を手前1枚目と2枚目の間(図は第1～5指まで入っている所)に入れ、折り目の頂点をつまむ。



コ、両腕を開いて内側を返して、8つ折りのたたみ三角巾を作る。



キ、両腕を開いて内側を外側に返して4つ折りのたたみ三角巾を作る。

せ、8つ折りたたみ三角巾の出来上がり。この方法によると、手に持った状態で全巾からたたみ三角巾(2つ折りから8つ折り三角巾まで)が作れる。



三角巾の結び方、解き方

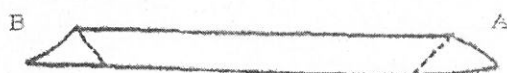
三角巾を結んだり、解いたりする操作は傷病者にあたえる苦痛を最少限に止めることを前提として熟知しておく必要がある。

ア、結び方

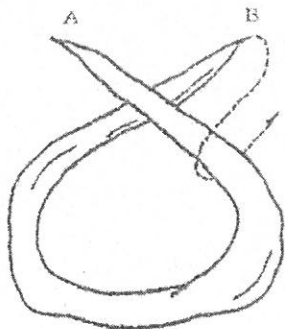
三角巾の両端を結ぶときは、本結びとすること。ただし、結んだ端を更に他と結ぶときは、たて結びとし、結び目がゆるまないようにする。

(ア) 「本結び」

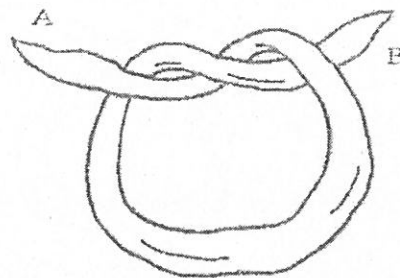
a 8つ折りのたたみ三角巾を準備する。



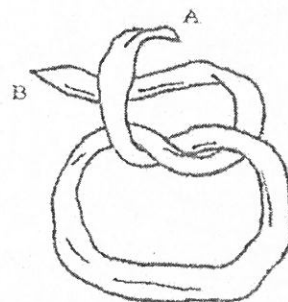
b 三角巾の右端(以下(A)という)を左端(以下(B)という)の上に重ねる



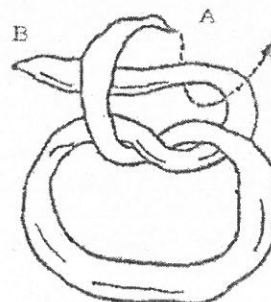
c (B)を上方にあげ(A)の内側から(A)の下を通し外側にだす



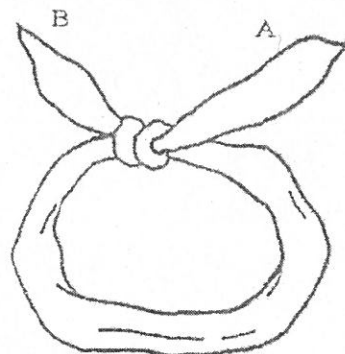
d (B)の上に(A)を重ねる。



e (A)を(B)の上外側から下を通し内側に出す。

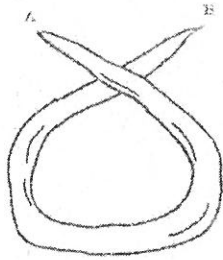


f (A)、(B)の両端を引き、しっかりしめる。(この結び方を普通「本結び」という)

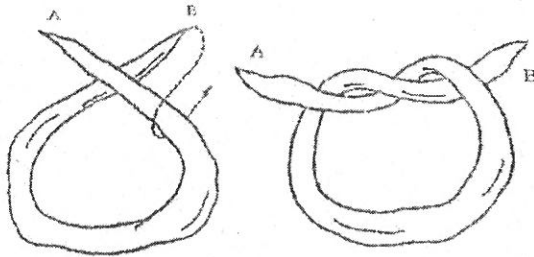


(イ) 「たて結び」

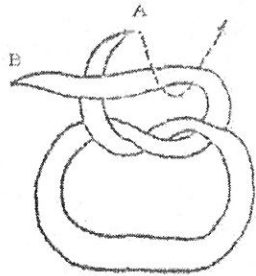
a 三角巾の右端(A)を左端(B)の上に重ねる。



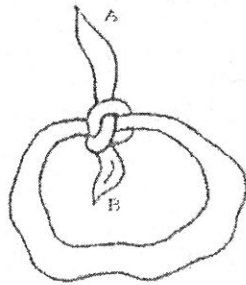
b (B)を上方にあげ(A)の内側から(A)の下を通し外側にだし(A)の上に(B)を重ねる。



c (A)を(B)の上外側から下を通し外側に出す。



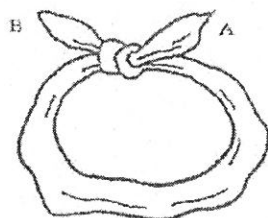
c (A)、(B)の両端を引き、しっかりしめる。



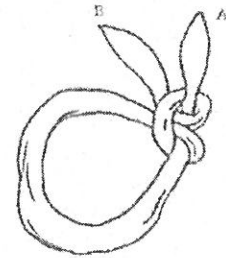
イ. 解き方

(ア) 「本結び」

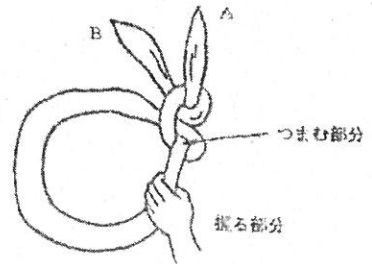
a 結んである三角巾を準備する。



b 右(左)手で結び目近くの輪の内側部分を握る。次いで左(右)手で片方の端(A)を力強く上方に引く。(右手と左手で持っている部分の三角巾が一直線になるようにする。)



c 左(右)手を(A)の端より離し、結び目の内側で結び目の所を左(右)手の第1指と第2指でつまむ。



d 結び目を上方((A)の端の方)におし上げるようにしてしごく、このとき右(左)手も下方に引くようにする。

※このようにすれば、どのようにもしっかり結んである本結びであっても容易に解くことができる。

(イ) 「たて結び」

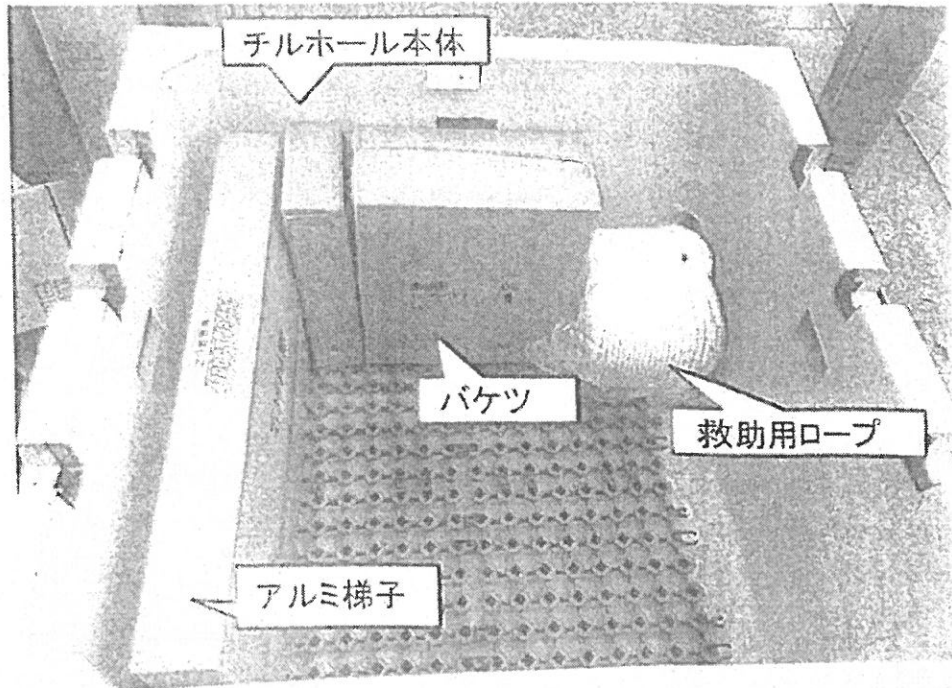
たて結びのときは、本結びのように解くことは可能であることから状況によっては、結び目をハサミで切ることも考えなければならない。

収納方法

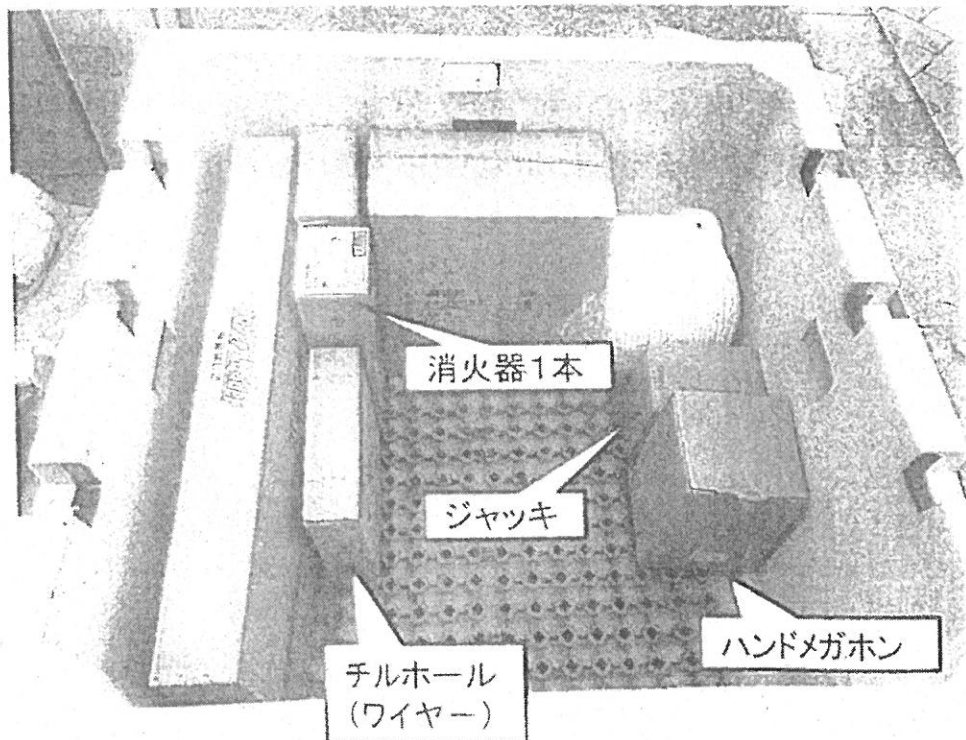
資器材の収納の際、ベンチ内のスペースにうまくあわせて収納しなければきちんと収まらないことがありますので、参考として収納手順の写真を同封いたします。

※あくまで参考であり、今後段ボールから取り出す資器材があった場合、収納の仕方も変わってきますので、必ずしもこのとおりに収納する必要はありません。

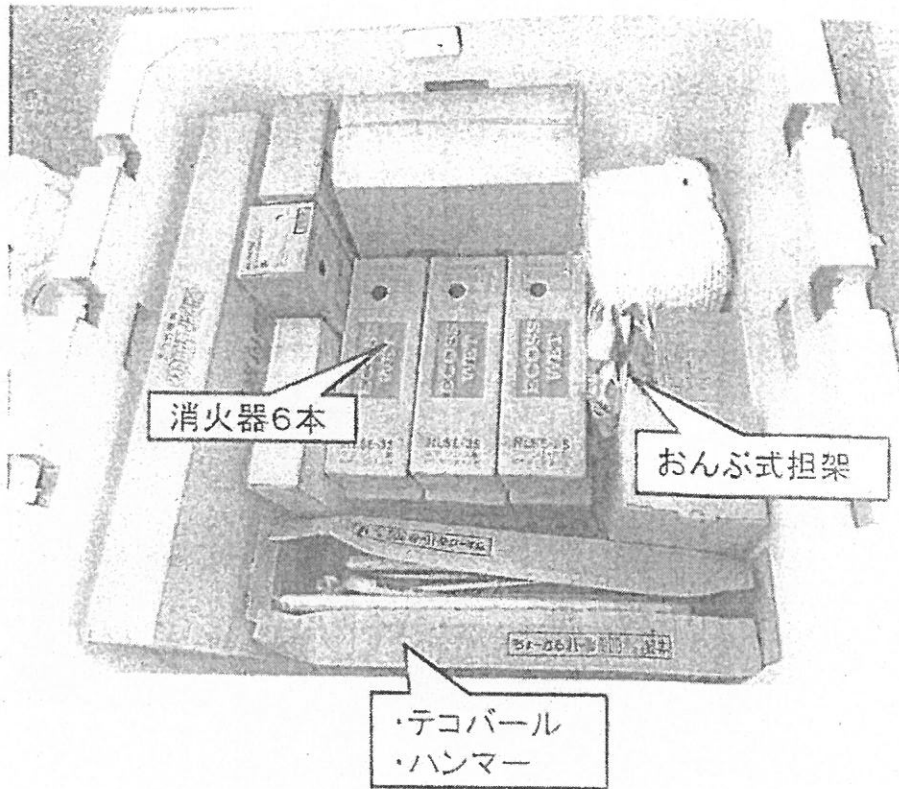
1



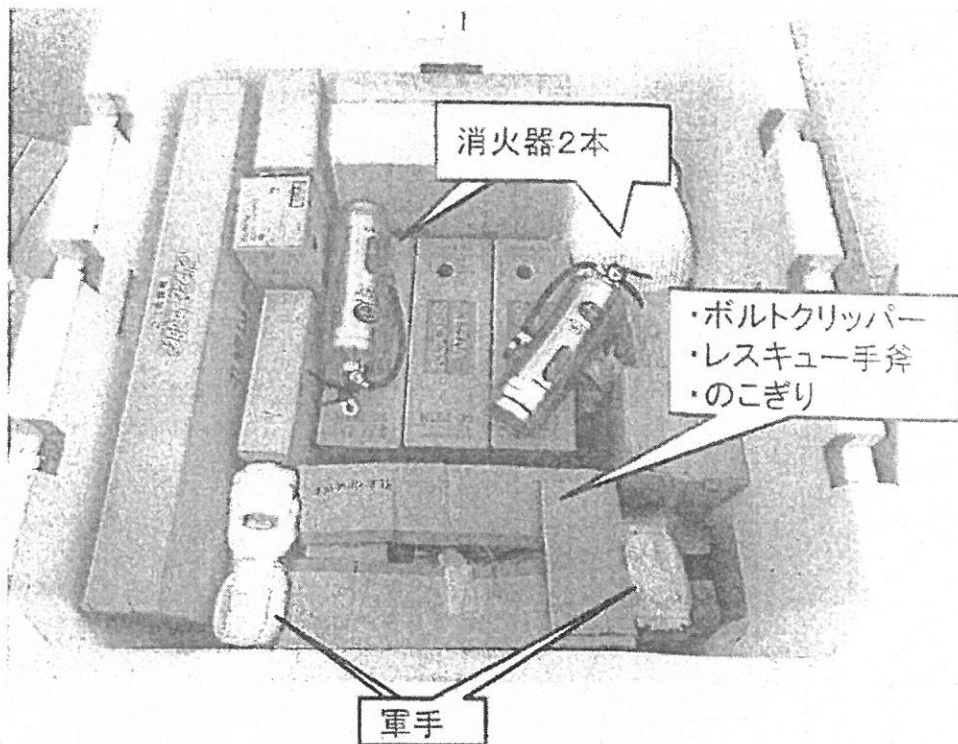
2



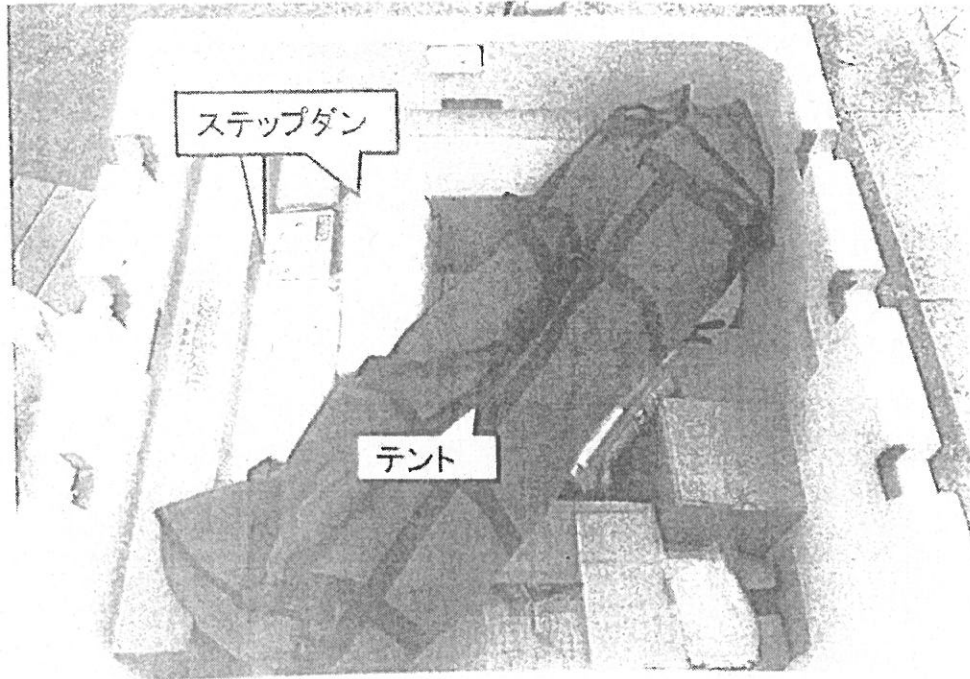
3



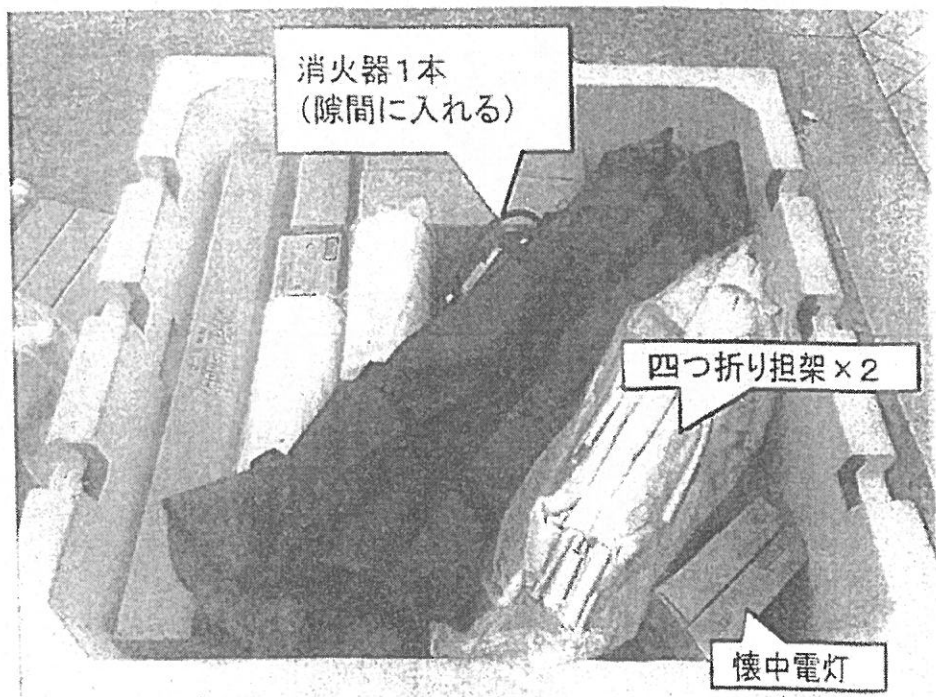
4



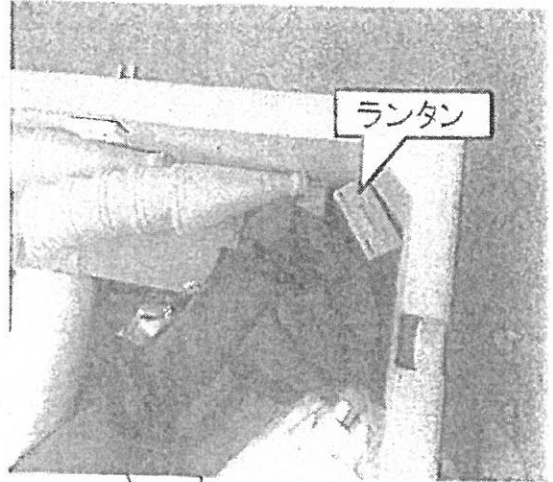
5



6



7



<主な質疑・応答>

Q: リストをいただいたが資機材が多くあるが、全部入っている？

A: 全部入っている。多くの資機材があるのできちんと入るようマニュアル(写真)あり

Q: 入れ物の大きさは？

A: 150×150×45 cm。蓋の重量は 70Kg。公園設置しているので皆が座ったり子供が乗ったり、するので、ある程度の強度が必要

Q: 東日本大地震を契機に準備され、地震震災の準備として作られているようだが、今後増える台風やゲリラ豪雨については？

A: 地域防災ステーションは基本、地震の被災の際に自分たちで生き抜くための施設。風水害は地区防災(市の職員)が避難所を開設する。

避難所の開設は早めに開設。(防災マップを見ながら)ハザードエリアのレッドゾーンは安全なうちに避難するよう勧告。ハイリスクエリアは2階以上に避難していれば大丈夫、イエローゾーンは屋内にいれば大丈夫床下には土砂は来るが、1階以上には上がってこない。災害時は基本的に外に出ない。避難するなら早い段階で避難してもらうよう示している。

地域防災ステーションに風水害時に集まるのは危険、基本は地震のとき使用。

風水害は早い段階で職員が天気予報を確認しながら今後の予想をし、市長に相談。

場合によっては「こんなにいい天気いいのに避難所開設するのか？」といわれる場合もあり。それぐらいの時に避難して欲しい。

今までは避難所は 50~60 あつたのを小学校に集約。そのかわり早めの開設。

避難物資を届けるのも集約したポイントに確実に届けられる。

マップからすると川が多くみられるが、山が多いので土砂の方が危険。

Q: 一斉防災訓練は必ず阪神淡路大震災の 1 月 17 日に実施？

防災ステーションも活用する？

A: 曜日にかかわらず、1 月 17 日に実施。防災ステーションの活用は強制ではなく、地区防災委員会に任せている。10 時のサイレンを合図に市内一斉に行く。

地区防災委員会では期限が迫った備蓄品を消費するローリングストックを実施しているところもあり。

Q: 地区防災組織が資機材を点検するには良い機会となっている？

A: 防災訓練の時だけだと敷居が高くなるので、普段のイベントでも使ってみてくださいとお願いしている。

Q: 今後の取り組みで防災ステーションを増やすか？

A: 増やす話はないが、声があれば検討していく。設置環境は限られてくる。

設置場所は自治会からのリクエストで決める。役所が決められているわけではない。

Q: 地域防災計画は？(地域によって危険内容が変わるが)

A: 箕面市には地区防災計画はない。避難所の運営マニュアルを小学校区ごとに作成している。

Q: 防災ステーションは避難所ではない？

A: 300 の自治会のうち 4 割がこの防災ステーションに登録。自治会から使用願いを提出する。必要としない自治会もあり。避難は小学校、動ける人が防災ステーションに来て共助を行う場所となる(拠点)。

<所感>

阪神大震災を間近に経験した市としての有効的な対策と思われる。

公園など目に付くところに防災ステーションがあり自治会入会未入会にかかわらず災害時に人が集まりやすい環境となっている。またこのステーションが常に見える事により住民の防災への意識は高いものと思われる。

市内に 60 箇所と多くあり、地域ごとに必要な資機材がすぐ取り出せる。一目で中身が見渡せるため、遠くの備蓄倉庫に行って倉庫の中で備品を探し回るといった状況が発生しない。共助が必要になった際には大いに役立つ設備と思われる。

また災害時の動き方、体制なども明確にパンフになっており、大変に参考になった。

大阪府寝屋川市

面積 24.70 平方キロメートル

人口 232,289 人(令和元年)

<市の概要>

別紙、寝屋川市の概要参照

<視察内容>

寝屋川市は開発後、市に寄付される道が少なく私道が多い。悪くなった道路が放置状態だった。

平成 12 年 1 月に「寝屋川市私道舗装規則」が発行。私道であっても舗装の修繕は市が行うこととなった。ただし

- ・道路幅が 4m 以上のもの 5 分の 1 を受益者負担
- ・道路幅が 4m 未満のもの 4 分の 1 を受益者負担

令和元年度以降は

受益者負担分を地域協働協議会の交付金から支出できるようになった。

(市としては年間 600 万円の工事費を予算として準備。)

地域協働協議会とは

地域の担い手不足、少子高齢化の進行、連帯感の変化、住民ニーズの多様化・複雑化などの様々な課題を行政だけで解決するのは困難。地域の課題を地域で解決する地域協働が必要。

→平成 27 年 4 月に市内にある 24 の小学校区で地域協働協議会が設立。

- ・協議会ごとに平均 200 万円を交付(現在は 217 万円)
- ・協議会に専任の再任用職員を 3 名配置し相談に迅速に対応
- ・令和元年度から協議会が取り組むことができる事業をメニュー化

その中に

事業名「私道の補修」があり、事業の目的・効果等として「私道舗装規則」の要件を満たしている私道について、協議会が主体となって補修することで、地域の生活環境が向上し、交通安全が確保できる。」としている。

経緯、詳細な規則、金額などは別紙資料参照

○寝屋川市私道舗装規則

平成 12 年 12 月 1 日

規則第 59 号

(目的)

第 1 条 この規則は、寝屋川市の区域内に所在する私道を寝屋川市が舗装及び舗装修繕を行うことにより、私道の整備を促進し、もって、寝屋川市民の生活環境の向上及び寝屋川市における交通の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する道路をいう。
- (2) 私道 公道以外の一般の交通の用に供する道(国又は地方公共団体の所管に属するものを除く。)をいう。
- (3) 舗装 アスファルト等で路面を築造することをいう。
- (4) 舗装修繕 舗装した路面を修繕することをいう。
- (5) 受益者 私道の敷地の所有権その他の権利を有する者及び当該私道の敷地に隣接する土地の所有権その他の権利を有し、当該私道により利益を受ける者をいう。

(舗装の対象)

第 3 条 舗装の対象となる私道は、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 築造後 3 年以上を経過し、現に、一般の用に供していること。
- (2) 両端に排水設備が整備されていること。
- (3) 舗装工事を行うに当たって、路面に不適當な物件が存しないこと。
- (4) 舗装後 3 年以内に、下水道工事、上水道工事等を行う予定がないこと。

(舗装の申請)

第4条 寝屋川市に私道の舗装を依頼しようとする受益者は、市長に私道舗装工事施工申請書を提出して、舗装の申請をしなければならない。

- 2 前項の場合において、受益者が2人以上いるときは、総代を1人選出し、全受益者が舗装工事に関する一切の権限を総代に委任したことを証する書類及び舗装工事完了後当該私道を不特定多数の者の交通の用に供することについて全受益者が異議のないことを記載した書類を私道舗装工事施工申請書に添付しなければならない。

(舗装の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、事務処理上の困難その他正当な理由がない限り、当該申請を受け付けた日から14日以内に当該申請に係る書類の審査、現地調査等を実施し、当該私道が第3条に規定する要件に該当すると認めるときは私道舗装決定通知書により、該当しないと認めるときは私道舗装不承認決定通知書により、当該私道の舗装を申請した者(以下「申請者」という。)に通知する。

(舗装の内容の決定)

第6条 舗装の内容は、当該私道に係る現地調査を経て、舗装の決定を受けた受益者(総代が選出された場合は、総代)と協議の上、市長が決定する。

(舗装に係る費用負担)

第7条 舗装の決定を受けた受益者(以下「舗装依頼者」という。)は、第9条第1項の規定により確定した額(以下この項において「確定額」という。)に、次の各号に掲げる私道の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「受益者負担額」という。)を負担するものとし、確定額から受益者負担額を控除した額を寝屋川市が負担するものとする。

- (1) 有効幅員が4メートル以上のもの 5分の1
- (2) 有効幅員が4メートル未満のもの(次号に掲げるものを除く。)

4分の1

- (3) 公道から公道に接続するもので有効幅員が4メートル未満のもの
の 5分の1

(舗装に係る費用の前納)

第8条 舗装依頼者は、第6条の規定により決定した舗装内容に基づき市長が算定した舗装に係る設計金額の10分の1に相当する額を、当該決定後10日以内に納入しなければならない。

(舗装に係る費用の確定等)

第9条 前条の規定による費用の納入があったときは、速やかに、入札等を実施し、舗装に係る費用の額を確定させるものとする。

- 2 前項の規定により舗装に係る費用の額が確定したときは、舗装依頼者は、受益者負担額から前条の規定により納付した額を控除した額(以下「舗装残額」という。)を、舗装工事の開始予定日までに納入しなければならない。

- 3 前項の規定による舗装残額の納入がないときは、当該開始予定日を経過しても当該舗装工事を行わない。この場合において、舗装工事を行わないことによって、寝屋川市に損害が発生したときは、舗装依頼者がその賠償をしなければならない。

(舗装工事)

第10条 市長は、前条第2項の規定による舗装残額の納入があったときは、舗装工事を行うものとする。

(私道の引渡し)

第11条 市長は、私道の舗装が完了したときは、検査をした上で、当該私道を舗装依頼者に引き渡すものとする。

(舗装依頼者の義務)

第12条 前条の規定により舗装が完了した私道の引渡しを受けた舗装依頼者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該私道を維持管理すること。
- (2) 当該私道を不特定多数の者の交通の用に供すること。

(私道の舗装の決定の取消し等)

第 13 条 偽りその他不正の行為により私道の舗装の決定を受けた者があるときは、市長は、別に市長が定めるところに従い、あらかじめ弁明書の提出又は弁明の機会を与え、その意見を聴いた上で、その者に係る私道の舗装の決定を取り消す。この場合において、第 8 条の規定により納付すべき額、受益者負担額又は舗装残額が既に納入されているときは、当該額は、舗装依頼者に返還しない。

2 前項の規定する場合において、寝屋川市に損害が生じた場合は、舗装依頼者はその賠償をしなければならない。

(舗装修繕工事)

第 14 条 第 4 条から前条までの規定は、舗装修繕について準用する。

(文書等の様式)

第 15 条 この規則に定める文書等の様式は、まち建設部長が定める。

(平 14 規則 22・平 19 規則 30・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年規則第 22 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、寝屋川市事務分掌条例の一部を改正する条例(平成 14 年寝屋川市条例第 1 号)の施行の日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 30 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、寝屋川市事務分掌条例の一部を改正する条例(平成 19 年寝屋川市条例第 14 号)の施行の日から施行する。

附 則(平成 30 年規則第 35 号)抄

(施行期日)

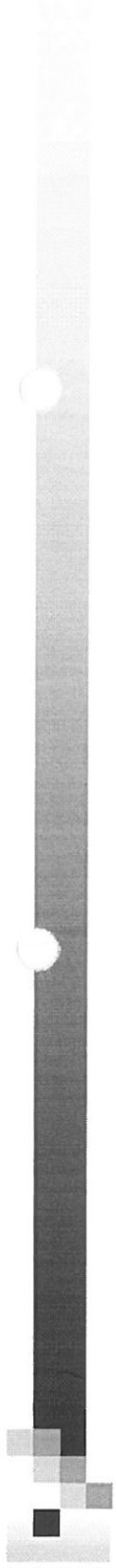
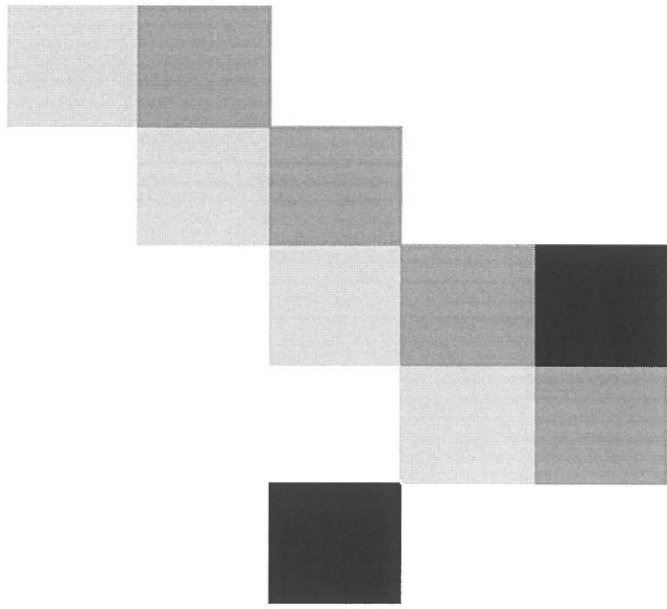
- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市私道舗装規則の規定は、この要綱の施行の日以後の舗装の申請に係る私道の舗装について適用する。

- 3 この規則の施行前に、この規則による改正前の寝屋川市私道舗装規則（以下「改正前規則」という。）第5条第2項の規定により市長が準公道として認定し、申請者に通知した私道については、なお従前の例による。

地域協働について



地域協働協議会発足の経緯

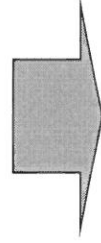
地域の
担い手不足

地域の少子
高齢化の進行

住民ニーズの
多様化・複雑化

地域の
連帯感の変化

これら、様々な課題を行政だけで解決することは困難



地域の課題を 地域で解決する 地域協働が必要

市から地域協働協議会への支援

- 地域協働基礎交付金の交付
 - ・ 1校区平均217万円を交付
- 活動拠点の整備
 - ・ 小学校の空き教室を拠点として提供
 - ・ 空き教室がない協議会は、交付金に12万円を加算
- 専任職員の配置
 - ・ 地域協働専任の再任用職員を3名配置し、各協議会からの相談に迅速に対応
- 協議会のPR(担い手不足解消の支援)
 - ・ 協議会活動を市広報誌へ掲載(3か月ないし4か月に1回)

事業メニューの取組（平成30年度から検討）

■ 課題

- ・ 協議会ごとに活動の温度差があり、活動の底上げが必要
- ・ 更なる人口減少が進み、地域コミュニティの低下が懸念されることから、今まで以上に地域協働の推進が重要

■ 協議会の意見

- ・ どのような事業を実施したらよいか分からない。
- ・ 他の協議会の取組をもっと紹介してほしい。

令和元年度から

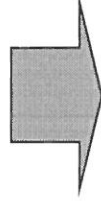
これらのことを踏まえて

協議会が取り組むことができる事業をメニュー化
（メニュー事業を実施するかどうかは各協議会が選択）

私道の補修について

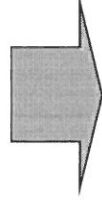
■ 基礎交付金の用途

- ・ 従前から交付金の用途として、私道の補修を認めていたが、あくまでも簡易な補修(レミで穴ぼこを埋める程度)を想定していた。



■ 地域の声

- ・ 簡易補修では対応できる箇所が限定的であり、補修しきれない。
- ・ 大規模な補修に交付金を使用した場合、他の事業が実施できない。



■ 事業メニューに反映

- ・ 協議会が申請者負担分を交付金から支出できるよう、制度を改正
- ・ 地権者の同意は協議会で取る。
- ・ 特定のエリアに偏ることがないよう、協議会で優先順位を付ける。

<主な質疑・応答>

Q:私道補修の全額公費負担は今年度から？

A:今までは1/4～1/5が住民負担だったが、今年度からの取り組み開始

Q:所管は建設部 道路交通課？

A:昔は道路課、土木総務課、交通対策課と別れていたのが、機構改革で道路交通課となり総勢30人で対応している。

Q:私道に対し、今まで市としても基本、舗装修正をする方針だった？

A:寝屋川市では私道が市への寄付が少なく、私道も年数たつと悪くなり、何とかならないかという話から、20年くらい前に土地所有者も負担して道路を修繕することとなった。

Q:狭山市も協働でのまちづくりをすすめているが、地域協働の事業メニューというのはどう出てきたか？

A:地域協議会からこんな事をやっているのでも市でも支援して欲しいとか、もともと何をしたいかわからないという声があり、市で協力できる事業がないか町内で挙げて欲しいとお願いしたところ22ほど上がってきた。実施については「できる、できない」があるのでメニューは提示する。やるやらないは協議会に任せ、強制はしない。実際に何をしたいかわからない場合は所管から説明する。

Q:道路修繕件数が少なく見えるが、申請があったらほぼ実施か？

A:はい。ただし個別相談は多くある。その際、制度を説明してそのあとの申請が来ない。地域で話がまとまっていないのでは？

穴ぼこレベルは私道でも職員が修正(簡易舗装)している。

Q:例えば白線の補修も地域で取り組んでいる？横断歩道のなどは警察管轄では？

A:白線消えの要望は多い。市では把握しきれないので地域に教えてもらう。地域は安全、見守りをしていただき、市は教えてもらう、地域には道路状況も見ていただく。市では道路危険アプリといものがあり、写真を撮って送ってもらえば市に届く仕組み。

(白線消え、道路でこぼこ、穴ありなど)

市も地域も危険状態を改善したいので

両者がウインウインという取り組み。

この連絡網を使って市では横断歩道、

停止線の消えは警察に通告。

改善したあとは、改善後の写真

を申請者へ送っている。



Q:地域協議の立ち上げでうまくいった例は？

A:以前は地域ごとで担当職員を決めていた。年度が変わると職員も変わり、誰に言っていないかわからない状態だった。ある程度、市のこともわかるベテランの方に長期担当になっていただくようにした。

Q:狭山市も今後、私道の修繕で少しでも補助が出る案のアドバイスはないか？

A:補助金が出る＝ばらまき、とならないよう地域から要請がある。地域に監視してもらう。その対価としてのお支払いなら受け入れていただけるのではという考えはどうか。

補助金は報告も必要なので、提案して「交付」という形がいいのでは？

<所感>

私道の舗装修繕の仕組みは大いに参考となった。

この私道舗装事業は地域性を重視した地域協働協議会の事業の一環であり、寝屋川市では他にも多くの事業を地域協働協議会で取り組んでおり、地域活性化にも役立っているものと思われる。地域における課題を解決する道筋(方法)への大きなヒントとなった。狭山市でも参考としていきたい。

地域が問題解決の最先端であり、自治体がそれをバックアップする良い例ではないかと思う。

京都府京都市

面積 823.83 平方キロメートル

人口 1,463, 996 人(平成 31 年 4 月)

<市の概要>

京都府南部に位置し、同府最大の市で、府庁所在地。政令指定都市に指定されており、行政区として 11 区を置く。日本の市では 8 番目の人口を有する。市内には延暦十三年(794 年)の桓武天皇による遷都から、明治二年(1869 年)の明治天皇による東京奠都までの 1,000 年以上にわたって日本の首都として平安京が置かれていたため、「古都」と呼ばれる。四条河原町(四条通と河原町通の交差点付近)は京都で最大の繁華街である。滋賀県の県庁所在地である大津市に隣接しており、都道府県庁間の距離は京都市～大津市が全国で最も近い。森林が市域の 4 分の 3 を占めている。

<視察内容>

別紙参照

・補足内容

都市計画福祉部局の経験のある方が都市計画局に異動し、福祉にも明るい方が来た事でこの案件が進みだした。住宅と福祉は通常は結びつかない。

福祉協議会には 100 万の補助。事業費は 200 万円。担当 60 人程度。



京都市居住支援協議会 設立の背景

- 平成18年6月 住生活基本法の制定
- 平成19年7月 住宅セーフティネット法の制定
- 平成22年3月 京都市住生活基本計画の策定（平成22～31年度）

施策の方向性⇒民間賃貸住宅等への入居の円滑化と居住支援

平成23年3月 東日本大震災

⇒避難者への住宅の無償提供に400戸超の申し出

4月 高齢者住まい法の改正

⇒高円賃，高専賃，高優賃を廃止し，サ高住に一本化

※低中所得層の高齢者向け住宅情報の発信が停滞

高円賃 58団地 1,028戸，高専賃 12団地 472戸，高優賃 9団地 200戸

8月 京都府下の宅建業者へのアンケート結果（対象約3,500社）

※家主から高齢者の入居を拒むよう言われた業者 50%

↑これらの経過を踏まえ、平成23年度に次の方針を決定！

- ・京都市が把握する高円賃，高専賃，高優賃の住宅情報の発信を行う。
- ・不動産や福祉団体との連携を深め，居住支援協議会の設置準備を進める。

平成24年9月 京都市居住支援協議会設立

平成26年度 京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業が

厚労省補助事業に採択 ⇒ 事業開始

平成29年度～ 京都市高齢者すまい・生活支援事業として継続実施

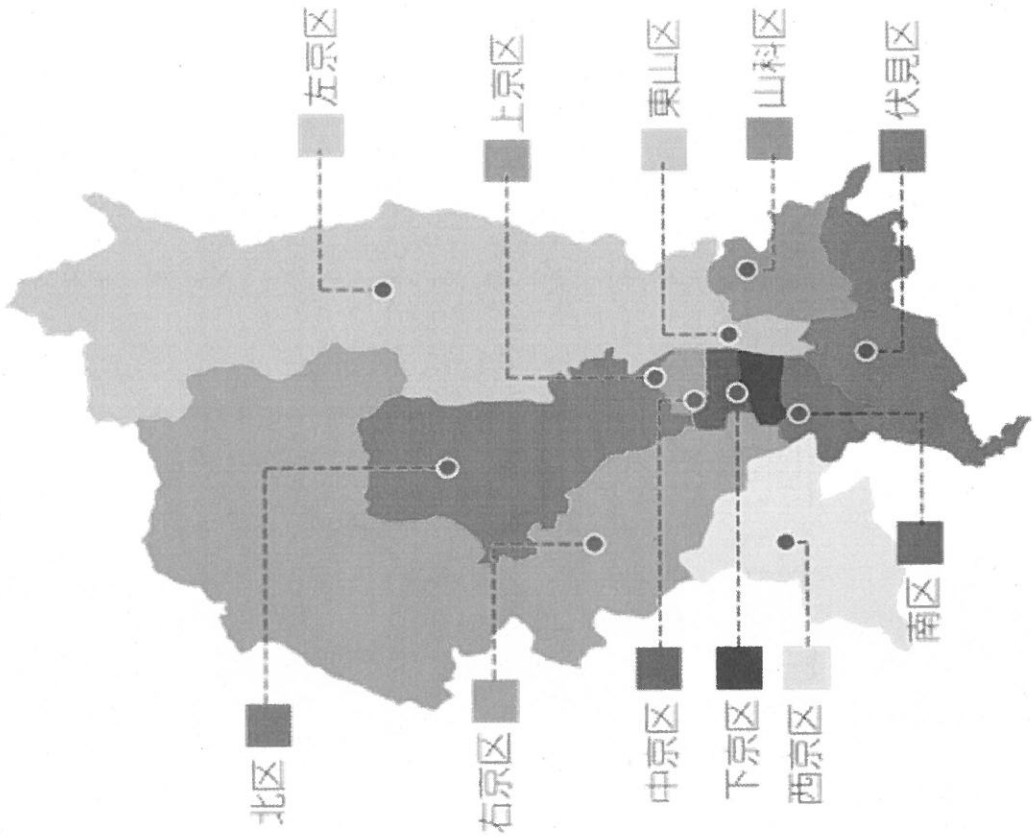
京都市高齢者すまい・生活支援事業

～一人暮らし高齢者に「住まいの安心」を届ける～

令和2年1月24日

京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課
京都市都市計画局住宅室住宅政策課

京都市の概要



京都府の県庁所在地であり
11の行政区区からなる

面積 : 827.8 km²

人口 : 1,465,610人

世帯数 : 725,450世帯

(令和元年9月1日推計)

高齢化率 : 27.8% (3.6人に1人が高齢者)

(平成30年10月1日推計)

日常生活圏域 : 76 (地域包括61カ所)

元学区 : 222

合計特殊出生率 : 1.27 (平成29年)

京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業
→京都市高齢者すまい・生活支援事業

- 平成24年 9月 **京都市居住支援協議会 発足**
(京都市保健福祉局・都市計画局・住宅供給公社・
不動産関係4団体・福祉関係3団体)
- 平成26年 2月 京都市老人福祉施設協議会・施設長会でモデル事業参加問いかけ
～4割の施設長が関心有と返答
→市内5圏域6法人が参加を表明
- 平成26年10月 「京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業」 開始
- 平成29年 4月 京都市高齢者すまい・生活支援事業（独自事業） 開始

京都市居住支援協議会

設立日 平成24年9月

目的 高齢者を中心とする住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する措置を実施することにより、住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住まいづくりを推進する。

京都市居住支援協議会

不動産4団体

- (公社) 京都府宅地建物取引業協会
- (公社) 全日本不動産協会 京都府本部
- (公財) 日本賃貸住宅管理協会 京都府支部
- (一社) 京都府不動産コンサルティング協会

連携

京都市

都市計画局住宅室
保健福祉局健康長寿のまち
京都推進室

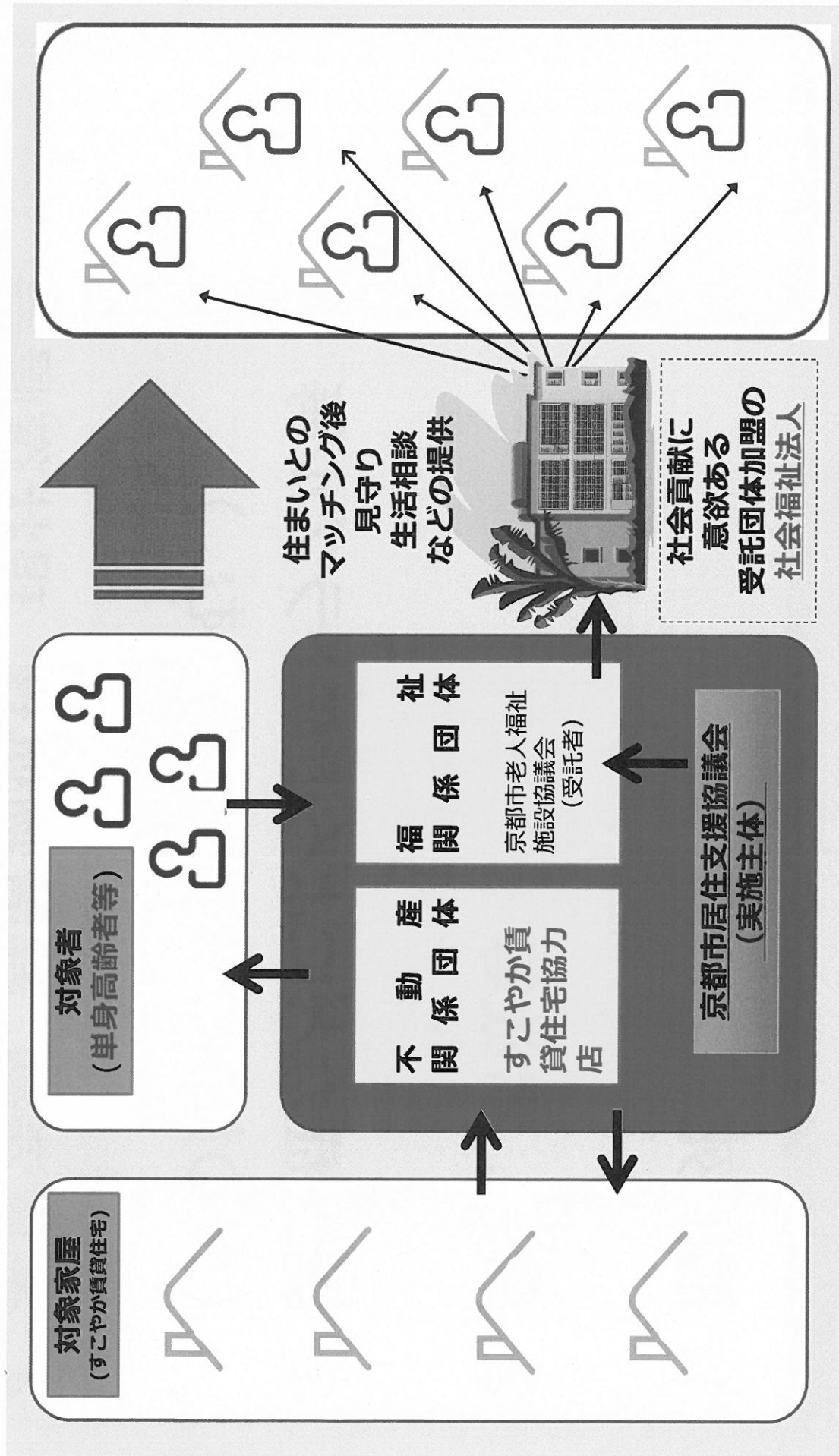
京都市住宅供給公社
京安心すまいセンター

連携

福祉3団体

- 京都市地域包括支援センター
- 在宅介護支援センター連絡協議会
- (一社) 京都地域密着型サービス事業所協議会
- (一社) 京都市老人福祉施設協議会

京都市高齢者すまい・生活支援事業のイメージ



家主が高齢者を拒否する理由

1. 孤独死
2. 病気, 事故等
3. 認知症などによる近隣トラブル等
(火の始末, 水漏れを含む。)
4. 家賃滞納、残置物処理、現状復帰等

高齢者の住み替え理由

(京都市すまい・生活支援事業

平成26～29年度実績より)

緊急対応：25件

立ち退き (建物取壊し、 住込み先の退 去、自宅競売等)	16件
病院退院後の 住居無し	6件
施設の緊急 入所の期限切	3件

生活環境：24件

建物の老朽化 ・環境改善	9件
階段・EV	8件
他施設から の転居	3件
その他	4件

家族関係：11件 その他：7件

家族間の 折合い悪化	6件
家族の近く への転居	3件
家族の都合	2件

家賃の減額希 望、生活保護 減額対応	5件
その他(近隣 トラブル、幕末 の京都に住み たい等)	2件

高齢者すまい・生活支援モデル事業概要

一人暮らしの高齢者の方等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するため、また民間賃貸住宅への円滑な入居を促進させるため、不動産事業者（すこやか賃貸住宅協力店）と社会福祉法人が連携し、低廉なすまい確保と見守り・保健福祉に関する生活相談等のサービスを一体的に提供する事業。

○対象者 原則65歳以上の一人暮らしの方等で、見守り等の支援を必要とし、住み替えを希望している方

○サービス利用料 市民税非課税の方：無料 課税の方：1,500円/月

※家賃・共益費等は別途必要

○対象地域・参画団体（施設）数等（H26/11 モデル事業開始時）

平成26年11月 社会福祉法人 6法人 不動産業者 3業者

対象行政区 4行政区（北、南、右京、伏見）

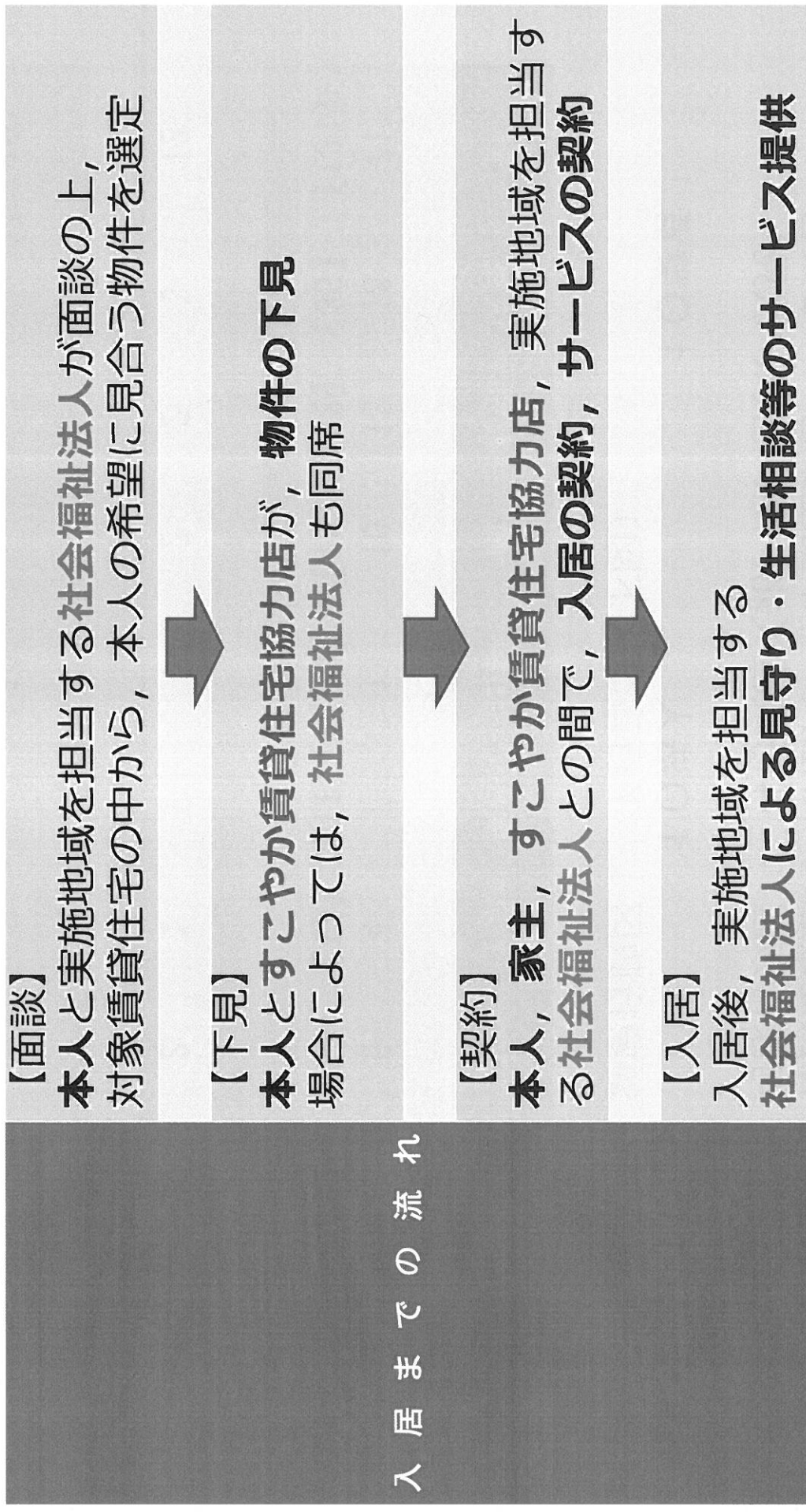
モデル事業から京都市独自事業へ(H29/4～)

平成26. 11 社会福祉法人 6法人 不動産業者 3業者
 対象行政区 4行政区(北、南、右京、伏見)

令和元 . 10 10法人 10業者
 対象行政区 7行政区(下図)

行政区	北	上京	東山	山科	南	右京	伏見	計
学区数 【全学区数】	6 【18】	4 【17】	7 【11】	13 【13】	10 【15】	13 【22】	18 【35】	71 【131】
社会福祉法人 (施設)数	2	1	1	1	2	2	3	12
不動産 事業者数	10							10

京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業の流れ



※モデル事業終了後も（平成29年度以降も）、社会福祉法人による主体的な社会貢献事業として継続して取り組めるよう、プラットフォームにおいて事業内容の検証等を行い、モデル事業の期間中に、持続可能な事業モデルを構築していく。

事業継続ができている要因

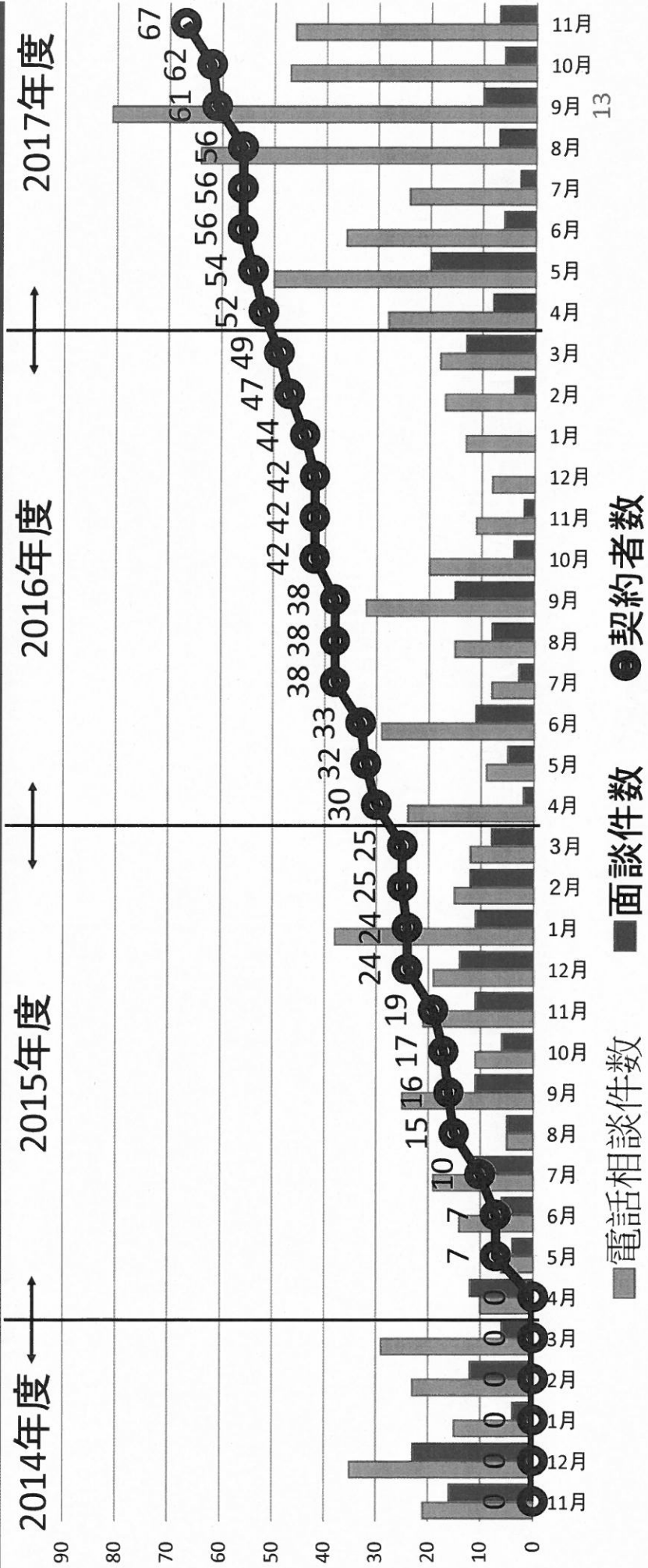
- プラットフォーム(行政の部局を超えた連携、行政と事業者団体の連携)
- 福祉関係団体の連携
- 理念の高い不動産事業者の参加(すこやかネット)
- 作業部会、圏域ごとの部会

相談者・成約者の属性(2014～2017年度実績)

1. 入居契約者数 67件(2019/10=93件)
2. 相談 本人40% 包括23% 居宅11%
3. 成約 本人21% 包括31% 居宅15%
4. 成約者67名の内訳
70代:34% 80代以上:45%
要支援・介護認定 54% 自立 46%
保証人有 76% 保証人無 24%
生活保護受給 52%(住民税非課税 93%)

■これまでの進捗状況

- ・京都市行ぐル事業として2014年10月開始。約3年の実績。
- ・「電話相談」「面談」「物件の下見」等を経て「入居契約」へ。入居契約数は徐々に増加し、2017年11月時点で67件。
- ・(契約終了：7件を含む。死亡：3件、入院：3件)
- ・2017年度の相談件数の増加は1法人の影響が大。



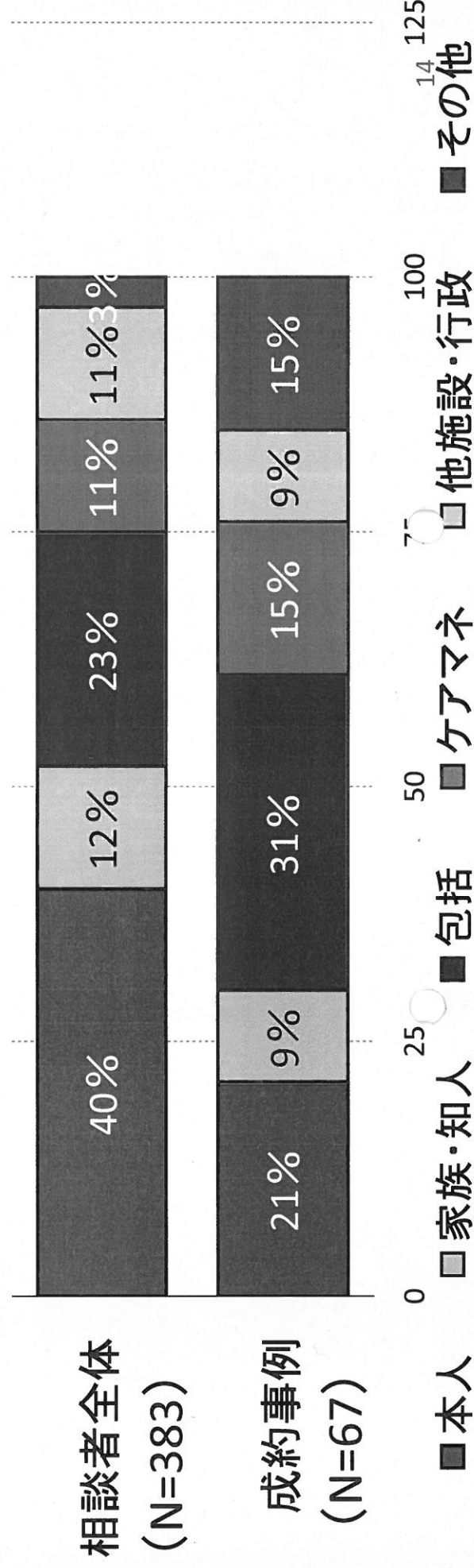
■ 電話相談件数

■ 面談件数

● 契約者数

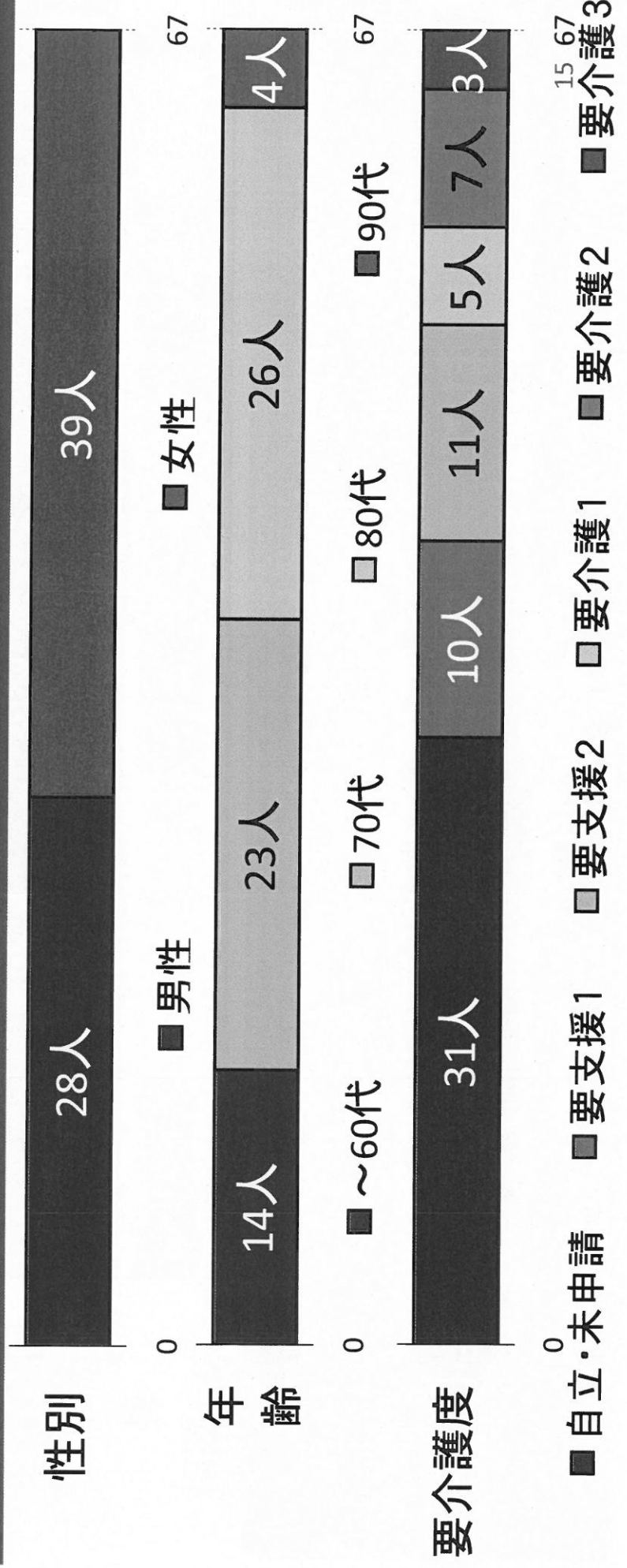
■成約者の概況①：相談者と成約者の属性

- ・相談者・全体では「本人」が最多で、「家族・知人」との合計が約52%。しかし成約事例では、「本人」「家族・知人」は30%に減少し、逆に「包括」「ケアマネ」「他施設・行政」が55%。
- ・本人の相談では緊急性・必要性の低いケースも多いが、包括・ケアマネ経由の事例では緊急性・必要性の高いものが多い。
- ・成約例で「その他」が多く見られるが、大半は不動産業者。
- ・成約件数の多い法人では包括・ケアマネへの周知が積極的。



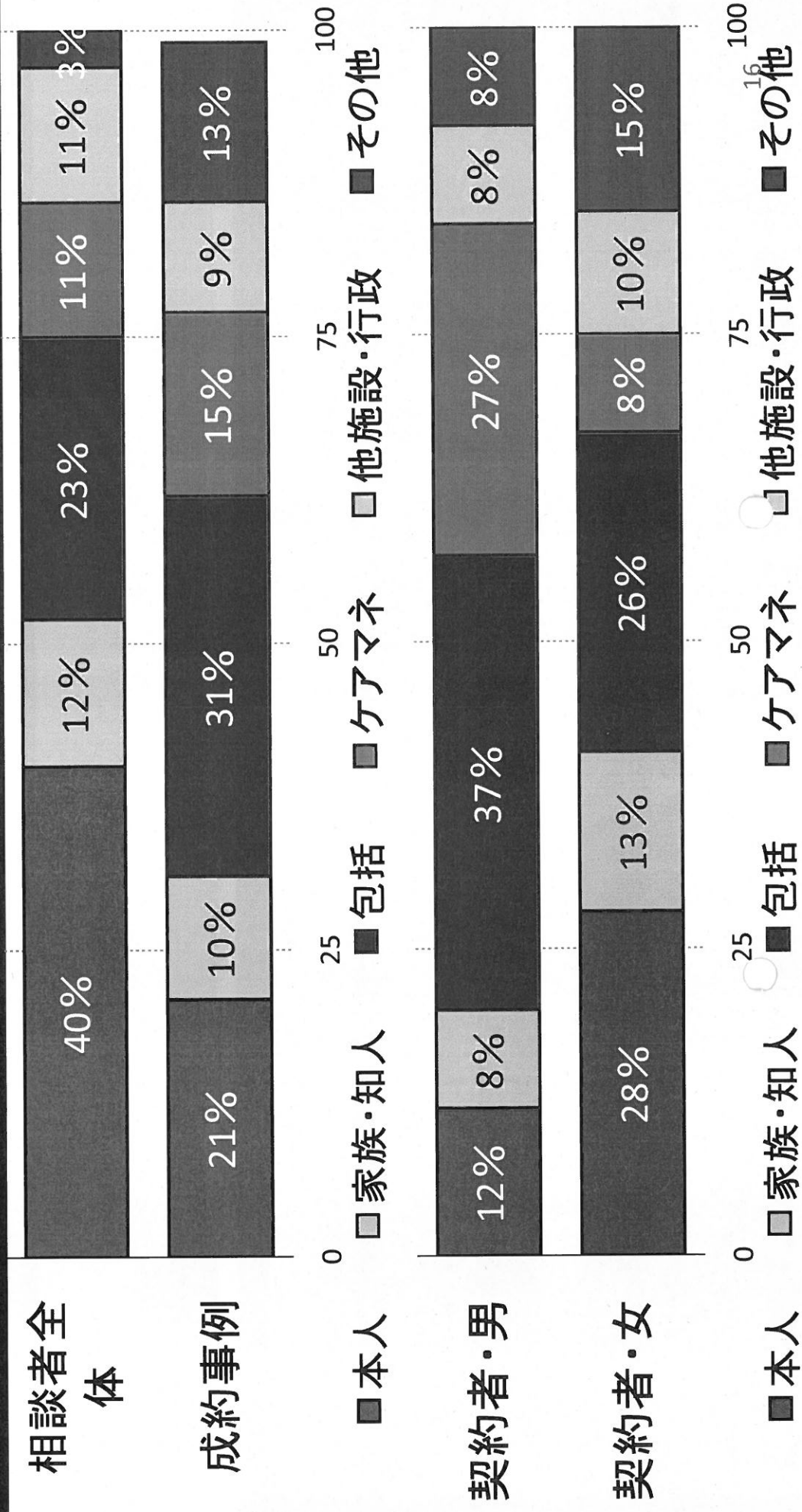
■成約者の概況②（性別、年齢、要介護度）

- ・性別は、男性が全体の約4割、女性が全体の約6割。
- ・年齢構成は、～60代：14人、70代：23人、80代：26人、90代：4人。後期高齢者が39名で全体の60%を占める。
- ・不動産業者も当初は「せいぜい70代まで」を想定。
- ・要介護度は「自立・未申請」と「要支援・要介護」が約半数。



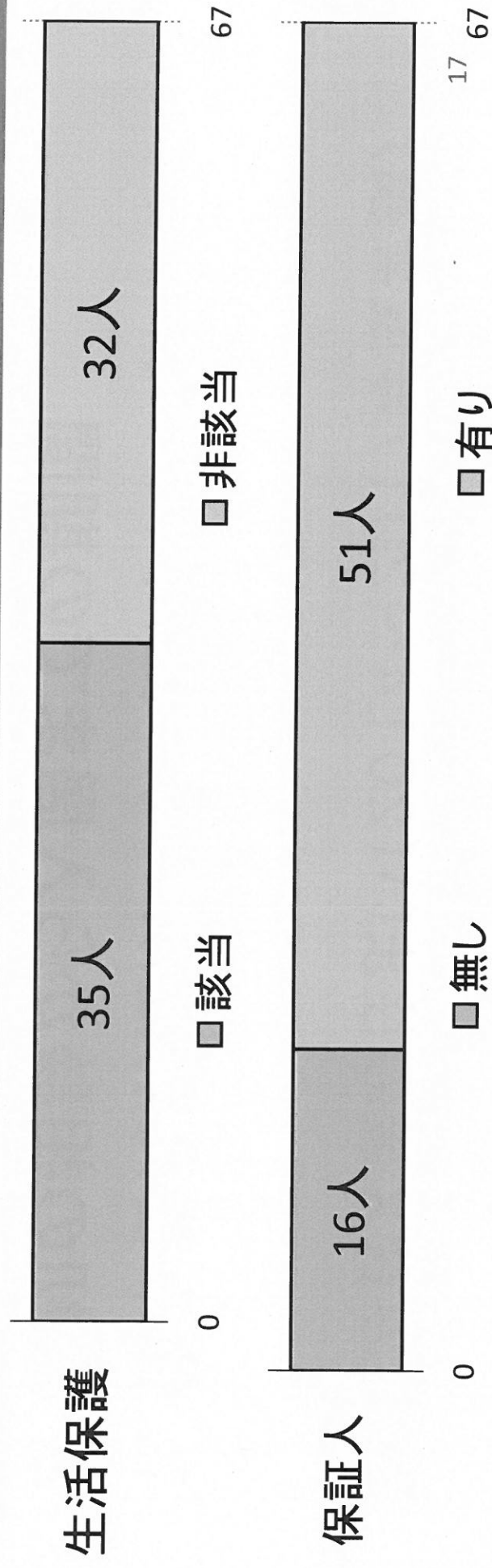
■ 成約者の概況③：成約者の性別の違い

- 成約者の相談経路を男女別でみると、女性は「本人」が最多だが、男性は「包括」「ケアマネ」が全体の約2/3。男性では特に専門職の関与の必要性が示唆される。



■成約者の概況④：生活保護受給と保証人

- ・ 契約者67人中、半数超の35人が生活保護を受給。住民税課税対象は4-5人程度。年金のみの方も含め、比較的所得の低い方が多く利用。
- ・ 保証人は「有り」が51人、「無し」が16人で、全体の約75%が保証人有りの方。保証人無しの場合、保証会社の利用や、理解ある家主の物件により成約へと至る。
- ・ 「生活保護」「保証人無し」双方に該当する方が11人。



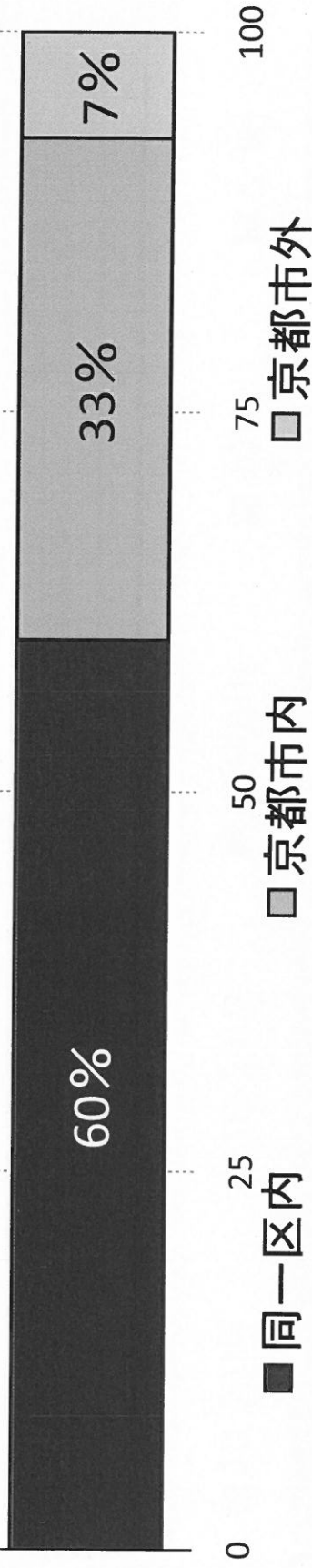
住み替え後の住まい(2014~2017年度実績)

1. 住み替え前住所 同一区内 60%
2. 最初の相談から入居までの期間
1か月以内 36% 2か月以内 30%
3. 住み替え後の住まい(狭・古・安)
面積 ~19㎡≒21% 20~29㎡≒54%
築年数 30年~ 55% 20~29年 37%
家賃 ~3万円 45% 4万円台 31%

■成約者の概況⑤ ● 住替え前住所と入居までの期間

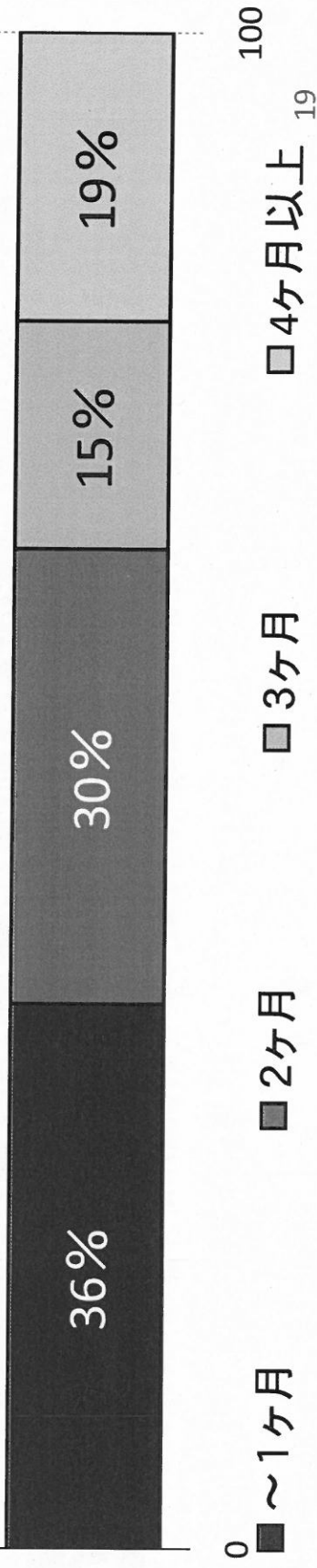
- ・ 住替え前の住所は「同一区内」が全体の約半数。
「京都市内」も含めると全体の約90%が市内での住替え。

住替え前
の住所



- ・ 最初の相談から入居までの期間については、
約80%の事例が最初の相談から3ヶ月以内で住替えへ。

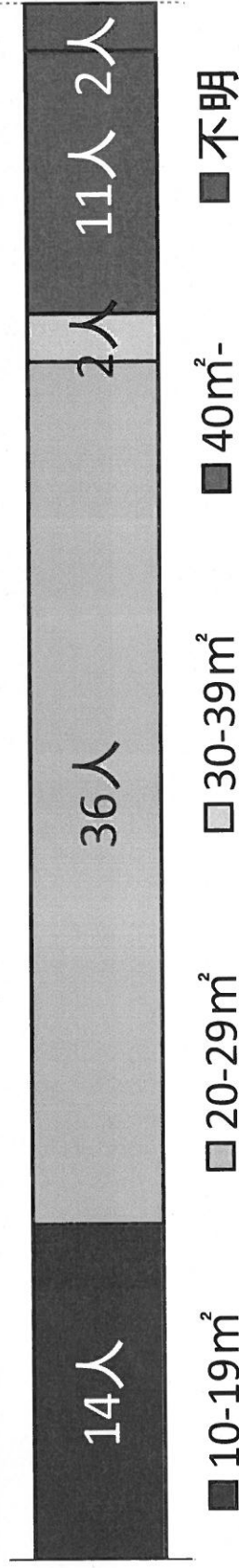
入居まで
の期間



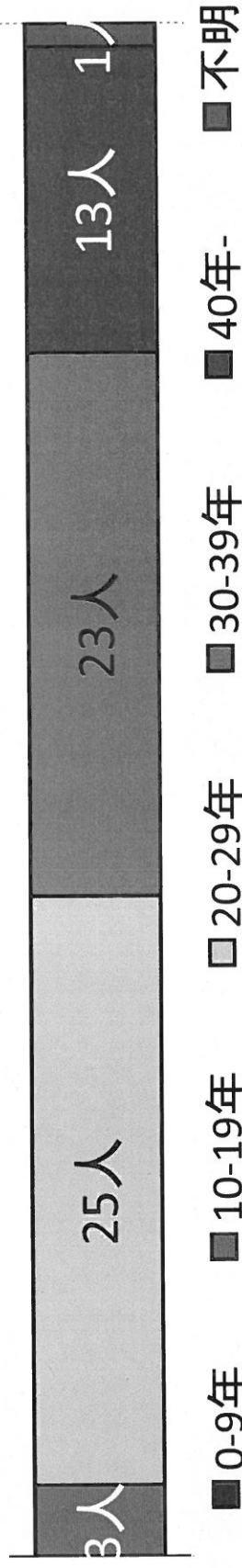
■住替え後の住まい：狭・古・安

- ・延床面積は「20-29㎡」が最多、「29㎡未満」が全体の約8割。
- ・建物の築年数は「30年以上」が約半数。「10年未満」は無し。
- ・家賃は「4万円台以下」が全体の約8割。
→京都市の住宅扶助限度額：40,000円(単身・2015年見直し後)。

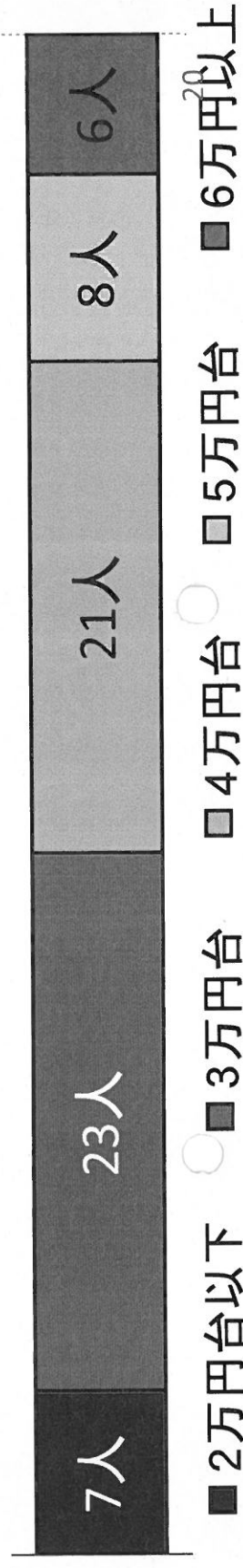
延床面積



築年数



家賃



■京都市で「リアル事業」の典型的な住み替え事例



間取 : 1K (23㎡)

築年数 : 37年

家賃 : 2.9万円

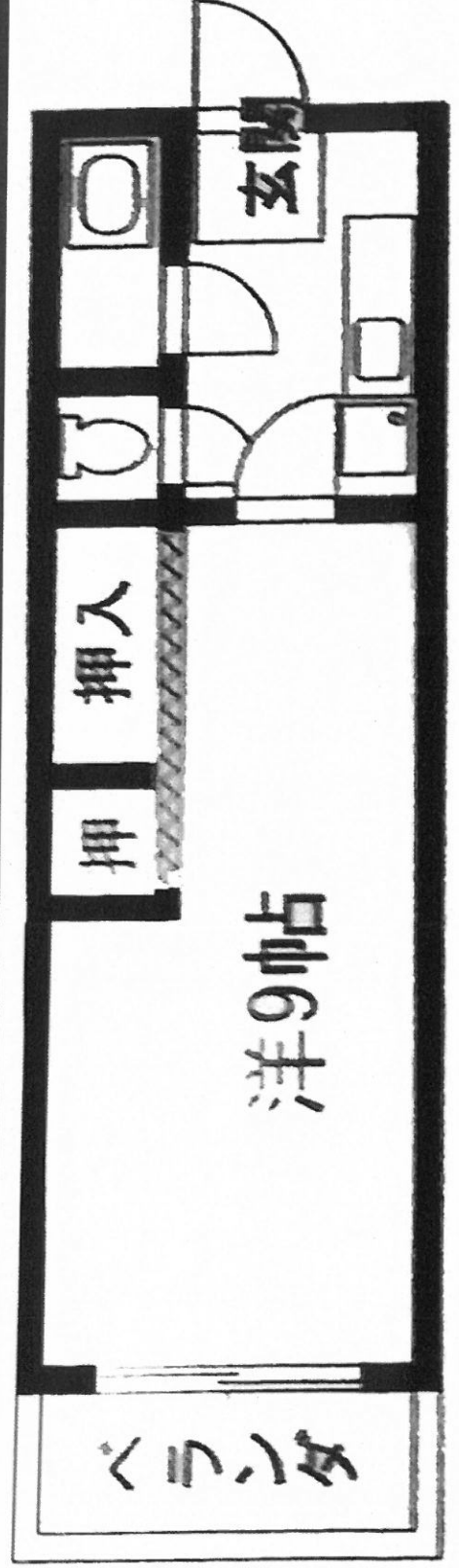
(共益費 : 0.4万円)

階数 : 1階 / 4階建

設備 : バス・トイレ別

インターネット

光ファイバー



<主な質疑・応答>

Q: 狭山市では高齢者の住宅保証は福祉部からの住宅対策として回答があった。住宅関係は市民部となるが市営住宅の維持修繕がメインであり、所管が不明確で難しい。

A: 住宅部門が福祉部門と協力してやっていくのがよいのでは？ 両輪ではあるが住宅から入るのがやりやすいのでは？

Q: 空き家の対策所管は都市計画部でやり始めたが、要生活支援との連携が必要

A: 福祉の考え方がメインなので、不動産との結びつきは難しい。空き家担当部門は不動産とのネットワークは持っているので空き家対策協議会にも入っているの、そのあたりからアプローチして福祉につなげていくのはどうか？

空き家部門が福祉政策をするのは確かに難しい。福祉部門が主になって空き家部門をまきこんでいく。そこをやりやすくしてあげるのがよいのでは？

Q: 200万の補助は件数が増えれば増える？

A: 上限最大で1000万なので件数が増えればもっと増える。

Q: 見守り制度を増やす取り組みは？

A: 意識のある社会福祉法人に協力してもらっており、募集もしているが現在検討中。

社会福祉法人は市内にはまんべんなくあるので、この事業に協力していただく方向で考え中。

また介護に関する人員、(マンパワー)が慢性的に不足している。

後期高齢者も住み替えたい希望者が想定よりも多く、資産がない方は安めの住宅を希望される。安いと狭い、古い、となり希望者とマッチングせず、同行しながら多くの物件を一緒に見ることとなり、負担となっている。

Q: 築40年以上のURでは一人暮らしの高齢者が多く孤独死が懸念されるのでは？

A: 民生委員が見守りはしているが、カバーしきれない部分もある。

ガス、水道の使用が止まると水道局、ガス会社から連絡がある方法もあるが、個人情報もあるので全員というわけにはいかないが、生活保護者であれば可能と考える。民間でも電灯のON/OFFがなければ連絡があるシステムもある。民間のシステムはお金がかかるので払える方は使用していただくことになるが収入のない方が多いので「見守り」となる。

Q: 住み替えにいろいろな事情があるが、家族間で折り合いがつかないのは具体的にはどんな状況か？

A: 虐待が通報だけで年間800~900件ある。行政の措置で分離させるというのもあり。

逆に子供がお金を要求するので自立のためにも別居する事もあり、虐待の未然防止に繋がる場合もある。この制度がなければ住み替えができなかった事も多々あり。

Q: 8050という面もあり、私(80歳)がいなければ子供(50歳)はどうなるんだろう？という案件もあるのでは？

A: 福祉課ではまず高齢者の保護が第一。その上でお子さんの就業援助とかは違う福祉部署と連携で考えていく。例えば精神疾患があれば障害支援の部署と協力していく。

Q: 以前より虐待は多い気がするが・・・

A: 介護疲れとか、8050問題、精神疾患の比重が増えた感じはある。

Q: 埼玉県に居住者支援協議会はあるが、やはり市で立ち上げた方がよいのか？

A: 埼玉県の活動状況は分からないがマッチングという意味では市の運営が望ましい。

Q:すこやか賃貸住宅協力店は不動産となるが不動産は協力的か？

A:拒否のあるような不動産とのつきあいはあまりない。見守りとセットでの居住も進めるが、それなしで高齢者をうけいれていただける「すこやか賃貸住宅」は市内で130店舗あり。

もっと高齢の方に知っていただければ、高齢者がすこやか賃貸協力点に直接相談することも増えてビジネスにもつながり、不動産のメリットにもなる。登録店増える→アクセスしやすくなる。

<所感>

視察した高齢者すまい・生活支援事業は福祉部門と住宅部門という2つの部署が協力しあってこそできる施策であり、横つながりができている良い例と思われる。京都市については両方を分かっているキーマンが中心となって動いたからこそできた施策であり、改めて人材、職務のローテーションの重要性を認識した。

狭山市でも同様な事業ができるよう働きかけたい。